

## 史跡取掛西貝塚 保存活用計画



令和6年3月

千葉県船橋市教育委員会

表紙写真

(左上) 東上空から見た史跡取掛西貝塚	(右上) 約1万年前の貝層(断面)と動物骨集中
(左下) 調査風景(8次調査:5T-002住居跡)	(右下) ツノガイ製ビーズ

## 目次

### 第1章 計画策定の沿革・目的

第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的と対象範囲	2
1.	計画の目的	2
2.	計画の対象範囲	2
第3節	委員会の設置・経緯	4
第4節	関連計画との関係	7
第5節	計画の実施	10

### 第2章 史跡取掛西貝塚の概要

第1節	指定に至る経緯	11
1.	遺跡に関する重要性の判明	11
2.	重要遺跡の保存に向けた施策	11
3.	公有化による保存措置および国史跡指定	11
第2節	指定の状況	12
1.	指定告示	12
2.	指定説明文とその範囲	12
3.	管理団体とその告示	14
第3節	取掛西貝塚を取り巻く環境	14
1.	自然的環境	14
2.	歴史的環境	16
3.	社会的環境	21
第4節	発掘調査等の成果	26
1.	自然的調査	26
2.	歴史的調査	27
3.	社会的調査	39
第5節	史跡指定地の状況	42
1.	土地所有	42
2.	土地利用	42
3.	指定地一覧	42

### 第3章 取掛西貝塚の本質的価値

第1節	史跡等の本質的価値の明示	48
第2節	構成要素の特定	49
1.	構成要素の特定の考え方	49
2.	構成要素	50

### 第4章 現状・課題

第1節	保存管理	51
1.	史跡の保護	51
2.	史跡の維持管理と保全	51
第2節	活用	52
1.	取掛西貝塚の知名度の向上	52
2.	新たな価値づけと社会への還元	52
3.	学校教育での活用	52
4.	生涯学習での活用	52

5.	活用の拡大	53
6.	市民による活用	53
7.	商業・観光と連携した新たな活用	53
第3節	整備	54
1.	保存のための整備	54
2.	活用のための整備	54
第4節	運営・体制の整備	55
第5章	大綱・基本方針	
第1節	大綱	56
第2節	基本方針	56
1.	保存管理	56
2.	活用	57
3.	整備	57
4.	運営・体制	57
第6章	保存（保存管理）	
第1節	方向性	62
1.	本質的な価値を構成する要素の確実な保存	62
2.	地区区分に基づく保存管理方法の明確化と現状変更等取扱基準の設定	62
3.	史跡の適切な管理	62
4.	行政の連携と市民との協働による保存・管理	62
第2節	方法	62
1.	地区設定	62
2.	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準	63
3.	追加指定	64
4.	公有地化	64
5.	維持管理	64
第7章	活用	
第1節	方向性	69
第2節	方法	70
第8章	整備	
第1節	方向性	73
第2節	方法	73
第9章	運営・体制	
第1節	方向性	76
第2節	方法	76
第10章	施策の実施計画の策定・実施	
第1節	実施すべき施策の方向性	78
第2節	実施すべき主な施策	79
第3節	実施計画の期間	79
第4節	計画の実行性向上のための評価	80
	法令等の参考資料	85
	市政モニターアンケート結果	102



# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

国の史跡は、全国にたくさんある遺跡のうち、我が国の歴史を正しく理解するために欠かせない重要な遺跡で、かつ、学術的価値の高い遺跡が指定されます。

史跡取掛西貝塚は、東京湾最奥部の台地上、千葉県船橋市飯山崎町（はさまちょう）1丁目・米ヶ崎町（こめがさきちょう）にあります。平成20（2008）年の5次調査で、東京湾東岸部最古である約1万年前（縄文時代早期前葉）の貝塚が発見され、全国的にみても希少で重要な遺跡であることがわかりました。

その後、平成28（2016）年に分布調査、平成29（2017）年から令和元（2019）年まで、保存目的の範囲・内容詳細確認調査を実施しました。その結果、本遺跡の全域にわたって、約1万年前（縄文時代早期前葉）と約6千年前（縄文時代前期前半）の集落跡ならびに貝塚が良好に保存されていることが確認され、動植物遺体や骨角牙器、貝製品、土器・石器などの豊富な出土品により、日本列島において貝塚が形成され、定住的な生活様式が定着していく約1万年前の暮らしを伝える関東地方最大級の遺跡であり、また、東京湾の形成史や地形、気候、植生などの環境変化に対する縄文人の適応について、約1万年前の縄文海進初期と約6千年前の縄文海進最盛期を比較することができる貴重な遺跡であることがわかりました。

これらの成果を受け、国史跡として保存すべき範囲とその学術的価値が明らかとなったことから、取掛西貝塚は、令和3（2021）年10月11日付け文部科学省告示第164号で、文部科学大臣により、文化財保護法（以下、「法」という。）第109条第1項に基づく史跡に指定されました。また、令和4（2022）年2月3日付け文化庁告示第2号で、船橋市法第113条第1項に基づく管理団体に指定されました。

史跡は我が国の歴史・文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、貴重な国民的財産です。また、地域に根差した文化遺産でもあります。そこで、船橋市教育委員会は、史跡取掛西貝塚の適切な保存と活用を図るため、保存活用計画を策定します。



第1図 取掛西貝塚の位置

## 第2節 計画の目的と対象範囲

### 1. 計画の目的

史跡を未来に伝えるためには、史跡の価値と重要性を関係者間で共有し、市民が史跡を地域の誇りとして大切に思い、行政と市民が一体となって保存と活用を進める必要があります。

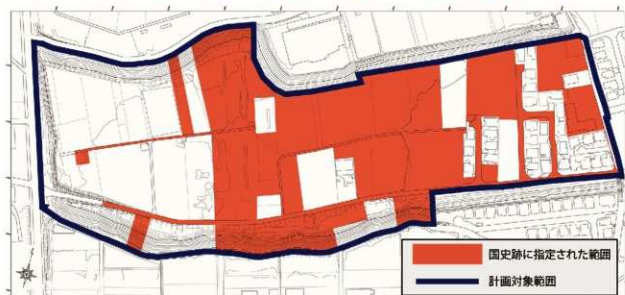
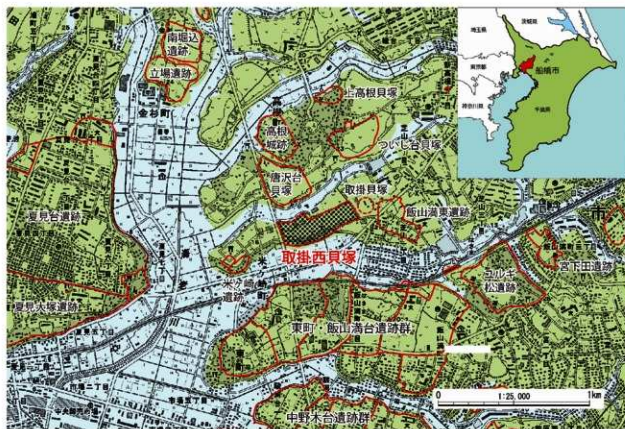
取掛西貝塚は、宅地や農地などの民有地が多くを占めており、未指定地が多くあります。史跡の価値が損なわれることがないように、また、現地の生活環境と調和するように、現状に即して、史跡を適切に保存管理する考え方や方法、現状変更の取扱い基準を明確化し、地域住民や市民と共有する必要があります。また、現地は史跡を体感し、学ぶことが困難な状態であるため、史跡の価値と重要性についての市民の認知度が低い状況です。そのため、広く市民にその価値を伝え、知る機会を増やす必要があります。あわせて調査研究を継続し、史跡の価値を高め、市民に成果を還元する取組も重要です。

市民への還元にあたっては、海とともに発展してきた船橋市の地域的特性を踏まえ、史跡を核とした「海とふなばし」に関連する文化財や文化などを含めた総合的な活用を図ることが効果的と考えられます。

これらの課題を踏まえ、史跡の本質的価値と構成要素を整理して、守るべき価値を明示するとともに、史跡を適切に保存管理する考え方と方法、今後の活用・整備に関する方法や体制についての考え方、史跡の将来像を示し、地域住民や市民とともに、史跡を活用しながら、確実に保存し、後世に継承することを目的として本計画を策定します。

### 2. 計画の対象範囲

取掛西貝塚の東側と西側は、戦後の土砂採取により削平され、島状に残った台地全体が遺跡の範囲となっています。北と南斜面は、工事等により一部が削平されていますが、大部分は地形が良好に残っており、台地の景観を良好に残しています。現在、史跡指定されている範囲は台地上の一部分ですが、指定外の範囲にも縄文時代の集落跡や貝塚が遺存しており、斜面を含めた台地全体について保護を図る必要があります。こうした観点から、本計画の対象範囲は、第2図のとおり取掛西貝塚の範囲全体とします。



第2図 計画対象範囲

### 第3節 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元関係者、学校教育関係者などで構成する「史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という）を設置しました。策定委員会の事務局は船橋市教育委員会生涯学習部文化課とし、文化庁及び千葉県教育庁文化財課の指導・助言を受けました。

第1表 史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員（敬称略）

委員	氏名	所属	専門分野
委員長	阿部芳部	明治大学 文学部 教授 (船橋市文化財審議会委員)	考古学
副委員長	桶泉岳二	明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員	動物考古学
委員	米田 権	東京大学 総合研究博物館 教授	考古科学
委員	押田佳子	日本大学 理工学部 准教授	緑地計画・観光まちづくり
委員	秋山邦雄	歴史環境計画研究所 所長	史跡整備
委員	朝倉純生	東邦大学 理学部 教授 (船橋市教育委員会 教育委員)	環境・教育
委員	今井 弘	金杉台中学校 校長 (令和3・4年度) 前原中学校 校長 (令和5年度)	教育関係者
委員	田中 (鈴木) 智子	習志野台第二小学校 主幹教諭	教育関係者
委員	森内優美 (令和3年度)	わかば町会 町会長	地元自治会
委員	野田雅一 (令和4・5年度)	わかば町会 町会長 (令和4年度) わかば町会 (令和5年度)	地元自治会
委員	小川 賢 (令和3年度)	米ヶ崎町会 町会長	地元自治会
委員	小川和良 (令和4・5年度)	米ヶ崎町会 町会長	地元自治会

第2表 指導・助言（敬称略）

氏名	所属・役職等	備考
浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	令和4・5年度
岩井 浩介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	令和5年度
黒沢 崇	千葉県教育庁文化財課指定文化財班 主任・席文化財主事	令3年度
松浦 誠	千葉県教育庁文化財課指定文化財班 文化財主事	令和4・5年度
速水 成美	千葉県教育庁文化財課指定文化財班 文化財主事	令和4年度

## 事務局

船橋市教育委員会 生涯学習部文化課

第3表 史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会 開催概要

開催回数	開催日	主な協議・報告事項
第1回	令和4年3月16日	史跡取掛西貝塚の概要と計画策定について 他
第2回	令和4年6月17日	現地視察、史跡取掛西貝塚の現状と課題について
第3回	令和4年11月2日	アンケート実施について、計画書内容の検討
第4回	令和5年1月29日	アンケート結果について、計画書内容の検討
第5回	令和5年3月20日	計画書内容の検討
第6回	令和5年7月28日	計画書内容の検討
第7回	令和5年10月26日	計画書案について
第8回	令和6年2月20日	パブリックコメント結果について

○史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 史跡取掛西貝塚の適切な保存管理及び活用に関する計画を策定するため、史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 史跡取掛西貝塚保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に関すること
- (2) その他保存活用計画の策定にあたり必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 地元自治会代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。又、関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営については、委員長が別に定める。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、船橋市教育委員会生涯学習部文化課において処理する。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

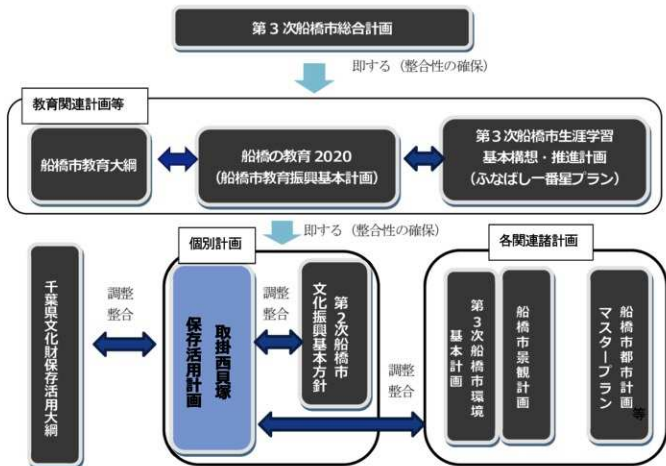
附 則

この要綱は、令和4年2月22日から施行する。

## 第4節 関連計画との関係

保存活用計画は、「第3次船橋市総合計画」をはじめ、教育・環境・景観等の関連計画と密接に関わってることから、諸計画と整合性を図る必要があります。

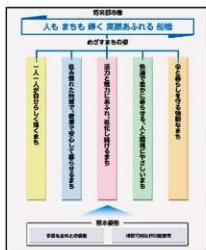
以下、主な上位計画・関連計画について概要を示し、本計画の位置づけを整理します。



第3図 本計画と他計画との関係

第3次船橋市総合計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）

船橋市では、将来に向けてめざすべき姿を市民と共有するとともに、複雑多様化する地域課題を克服し、本市の持つ強みをさらに伸ばす施策を展開していく指針とするため、まちづくりにおける最上位計画として「第3次船橋市総合計画」を策定しています。総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。「基本構想」では、将来都市像として「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」を掲げ、5つのめざすまちの姿を示しています。このうち、「一人一人が自分らしく輝くまち」と「活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち」に10.文化・スポーツが基本施策として位置付けられ、「文化財の保存・活用」を主要な施策の一つとし、主な取組として「重要な遺跡の保存と活用・整備」「身近な地域の文化財や歴史を学ぶ機会の充実」をあげています。施策の方向として、市民共有の財産である文化財を次世代に継承していくた



第4図 基本構想の構成

め、調査・保存・活用に取り組むことをあげ、取掛西貝塚について、今後も、学術調査及び普及啓発事業に取り組んでいくとしています。

「実施計画」（計画期間：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）では、「文化財の保存・活用」の主要な事業として、「取掛西貝塚保存・活用事業」や「文化財普及事業」、「博物館における学校・社会教育施設等との連携事業」、「（仮称）埋蔵文化財調査研究センター整備事業」を位置付けています。取掛西貝塚について、保存活用計画に沿って現状保存するとともに、史跡の追加指定と指定地の公有地化を図りながら、段階的に史跡整備を行い、史跡保存・整備の機運を高めるため、講演会等普及事業を実施するとしています。

### 船橋市教育大綱

基本方針として「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」である「船橋の教育2020-船橋市教育振興基本計画」を確実に推進することを基本とし、特に留意する6つの取組を示しています。そのひとつとして、「ふるさと船橋」への思いの育みがあげられ、「船橋で育つことが子供たち一人一人の心の中で大きな意味を持つように、船橋の歴史、自然や文化などを学ぶ機会を充実させ、故郷である「ふるさと船橋」を誇りに思い、大切に作る気持ちを育む教育を推進」することをあげています。

### 船橋の教育2020-船橋市教育振興基本計画-（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）

教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けられており、船橋市総合計画のうち、教育に関する個別計画としても位置付けられています。

本計画は「教育振興ビジョン」と「基本計画」から構成されており、教育目標として「生涯学習の活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する」「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」の2つを掲げています。

前期基本計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）では、基本方針1「生涯学習の推進を図ります」／推進目標3「文化の振興」／施策4「文化を伝える取組の推進」で、「取掛西貝塚保存事業」を主な事業として位置付けています。

生涯学習に関する施策については、「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」により推進するとしています。

### 第3次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）

「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」は、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく」学ぶ中で、自己の充実や生きがいを見つけ、更に、学びの成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習推進体制の整備・充実を図ることを目的とするものです。

「第3次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」は、「第3次船橋市総合計画」の生涯学習に関する個別計画として位置付けられており、基本構想と推進計画で構成されています。

基本構想は、期間を10年間（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）として、「生涯をとおして自分らしく学び続け、学びの成果を活かすことができる社会の実現を目指します。」という基本理念の実現を目指すにあたり、「Ⅰ. 継続して何かを学んだり、活動したりしている人の割合の向上」、「Ⅱ. 学びの成果を自分以外のために活かす人の割合の向上」という2つの目標が設定されています。推進計画は、期間を5年間（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）として、基本構想で定めた「目標」を達成するため、「多様な学習ニー



ズへの対応と、充実した学習機会の提供、「学習と活動の循環」の促進」という2つの基本施策が設定されています。

「文化・芸術」分野は「第2次船橋市文化振興基本方針」、「生涯スポーツ」分野は「第二次船橋市生涯スポーツ推進計画」に基づくものとしています。

#### 第2次船橋市文化振興基本方針（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）

「第2次船橋市文化振興基本方針」は個別計画の一つとして、船橋市において今後の文化施策を推進していくために必要な事項をまとめ、基本方針を示したものです。「Ⅰ 気づき始まる」「Ⅱ 学び楽しむ」「Ⅲ 育みつながる」「Ⅳ 活かし伝える」の4つの基本目標を掲げています。

この中の「基本目標Ⅳ 活かし伝える／施策① 各地域の文化資源を活用する取組の充実」で、取掛西貝塚をはじめとする地域固有の歴史を体現する遺跡の積極的な調査・研究を行い、その成果を市民に還元するとともに、文化財を将来にわたり引き継ぐ機運を高めることとしています。あわせて「施策②「地域の有形・無形の文化財を大切に守り、次世代へ継承する仕組みの構築」では、地域の文化財を損壊・消失からの保護を進め、素材や環境に応じた適切な保存措置を講じることとしています。

#### 第2期船橋市都市計画マスタープラン（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）

船橋市のまちづくりの目標や将来都市像を描き、都市計画やまちづくりの課題等を解決するための方針を定めたものです。

まちづくりの目標として「交流により発展し便利で住みよいまちづくり」「誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」「自然と人と産業が調和したまちづくり」を掲げ、将来都市構造として「はくちょう座ネットワーク都市」として位置付けています。

「はくちょう座ネットワーク都市」は、地域の特色である斜面緑地や樹林地、湧水、農地、河川、海、公園等を活かし、これらを相互に結んだ「南部海老川環境軸」並びに「北部アンデルセン環境軸」からなる、市の中央部を縦断する「南北環境軸」の形成を図っています。

取掛西貝塚が含まれる「夏見地域」の市街化調整区域については、都市における身近で貴重な緑地空間として、自然や農業的土地利用と計画的な整備による都市的土地利用が調和した、身近で「緑」と「農」にふれあえるまちづくりを検討するとしています。

#### 千葉県文化財保存活用大綱（令和2（2020）年10月策定）

文化財保護法第183条の2の規定に基づき、千葉県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県・市町村・文化財所有者等とはもとより、県全体で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むために策定されました。史跡取掛西貝塚保存活用計画策定にあたっては、この大綱と整合性を図ることとなっています。



第5図 文化財関連計画等の関係

## 第5節 計画の実施

本計画は令和5年度の保存活用計画書の完成と、以降の諸手続きを経て発効します。その実施期間は、令和6（2024）年4月1日から令和16（2034）年3月31日までの10か年とします。そして本計画は、短期（5か年：令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）及び中期（5か年：令和11（2029）年度～令和15（2033）年度）、長期（令和16（2034）年度～）計画に区分して実施します（詳細は第10章第3節を参照）。また、今後の追加指定や公有化の進捗、社会情勢等の影響が予想されることから、必要に応じた時期に見直しを行います。

## 第2章 史跡取掛西貝塚の概要

### 第1節 指定に至る経緯

#### 1. 遺跡に関する重要性の判明

取掛西貝塚では平成11(1999)年に初めて発掘調査が行われ、その後、平成18(2006)年の4次調査まで、縄文時代前期の集落跡及び貝塚が検出されていました。ところが、平成20(2008)年の5次調査で縄文時代早期前葉の竪穴住居跡10軒を検出し、さらに東京湾東岸部で初の事例となる同時期の貝塚が発見されました。この調査成果により、取掛西貝塚への認識が縄文時代早期前葉の集落跡を含む遺跡であると改められるとともに、船橋市域にとどまらない遺跡の重要性が判明しました。

#### 2. 重要遺跡の保存に向けた施策

船橋市では、平成26(2014)年の海老ヶ作貝塚損壊事件を契機に、重要な遺跡を市民共有の財産として考えるとともに、現状保存を念頭に保護に取り組むことになりました。保護すべき重要な遺跡として、まず、取掛西貝塚の保存に着手しました。

取掛西貝塚は、その一部が宅地化されたものの、平成27(2015)年の時点で50,000㎡をこえる範囲が畑地・山林として残っており、市史跡への指定などにより、宅地化が進む前に現状保存をはかる必要があると考えました。そこで、船橋市は、今後の現状保存の計画と市史跡指定に向けての基礎資料を得る目的で、平成28(2016)年7～8月に畑地部分を対象に分布調査を実施しました。その結果、当初の予想を超え、現存する台地上のほぼ全域において、縄文時代早期前葉の遺物が散布する状況が認められ、遺跡の規模・範囲が広範囲に及ぶことが判明しました。

#### 3. 公有化による保存措置および国史跡指定

上記の成果をもとに、取掛西貝塚を現状保存していく方針を船橋市として決定しました。これを受けて、所有者から売買の申し出があった土地について、平成28年11月28日付けで船橋市文化財(史跡)に指定し、市で取得しました。

また、分布調査の成果により、遺跡の価値や希少性、重要度が高く見込まれることから、国史跡を目指して保存・整備事業を進めることとなりました。

保存にあたり、遺跡の範囲、規模および構造等をより詳細に把握する必要があることから、国庫および県費の補助を受けて、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度まで、保存目的の範囲・内容詳細確認調査を実施しました。

さらに、令和2(2020)年度に、これまでの取掛西貝塚に関する調査・研究の成果を取りまとめ、『取掛西貝塚総括報告書』として刊行し、取掛西貝塚の学術的・歴史的価値を明らかにしました。

取掛西貝塚の今後保護を要する範囲のうち、約5割について地権者から国史跡指定の同意を得られたことから、令和2年度に文部科学大臣宛て国史跡指定に関する意見具申を行い、令和3(2021)年6月18日の国の文化審議会の答申を経て、令和3年10月11日の官報告示により取掛西貝塚が国史跡に指定されました。また、令和4(2022)年2月3日の官報告示により、船橋市が取掛西貝塚の管理団体に指定されました。

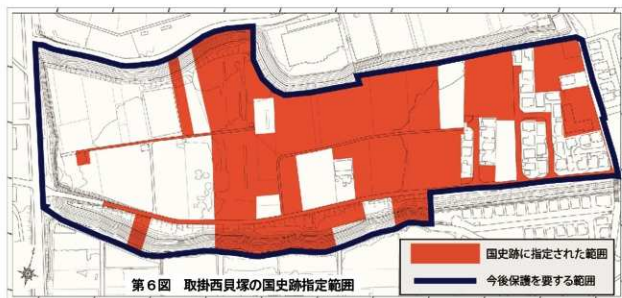


突具、貝刃などの骨角貝製品の内容から集落で行われた生業の様子が明らかとなった。さらに、イノシシの大歯やサメの歯、ツノガイやタカラガイを素材とした装飾品、焼けたイノシシやシカの骨が集中して見つかった堅穴建物からは当時の精神文化や儀礼の様相をうかがい知ることができる。

貝塚から出土した動植物遺存体や土器表面に残された種実圧痕の分析から当時の食料や生業活動、周辺環境についても推測することが可能となった。動物遺存体のうち、貝類は汽水性のヤマトシジミが最も多く、淡水性のカワナ類やオオタニシ、内湾干潟に棲息するハマグリもみられ、貝類採集の活動領域が汽水域を中心としながらも淡水域から内湾干潟に至る幅広い範囲に及んでいたことが判明している。また、魚類は淡水から汽水性のコイ科やボラ科、回遊性のニシン科など多様な環境に生息する種がみられ、淡水域から内湾沿岸域に及ぶ広範な水域を漁場とし、大小様々な魚種を捕獲する漁獲技術が確立していた様子がうかがえる。さらに、鳥獣類は中型獣のイノシシ・シカを主体とする一方、タヌキやノウサギなどの小型獣やキジ類・カモ類などの鳥類が多くみられ、多角的な狩猟活動が行われていたことが分かる。

植物遺存体は堅果類のオニグルミ、漿果類のエノキ属やキハダ、カラスザンショウ、ミズギが出土している。土器圧痕ではカラスザンショウとミズギが比較的多くみられ、ダイズ属やササゲ属等のマメ類も検出されている。また、屋内に棲息し、貯蔵した堅果類などを食害するコクゾウムシ属の圧痕も検出されている。これは、現時点で国内最古級の事例であり、縄文時代早期前葉における食料貯蔵や居住の定着性を評価する上でも重要である。

縄文時代早期前葉の貝塚は全国的にみても数が少なく、取掛西貝塚は集落と貝塚の関係が分かる貴重な事例である。また、東京湾東岸は列島の中でも貝塚が多く密集する地域として知られ、早期から晩期まで、縄文時代各時期の貝塚が分布しているが、その中でも本遺跡は最古段階の貝塚を伴う集落であり、地域における貝塚形成の開始期の状況を知る上で欠くことのできない遺跡である。



第6図 取掛西貝塚の国史跡指定範囲

位置：千葉県船橋市飯山満町一丁目及び米ヶ崎町

面積：39,032.42㎡

このように、取掛西貝塚は縄文時代早期前葉の集落として、関東最大級の規模をもち、豊富な出土品から当時の生業や精神文化、居住の実態に迫ることのできる稀有な例である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

出典：文化庁文化財第二課 2021「新指定の文化財—記念物—」『月刊文化財』第696号（令和3年9月号）第一法規株式会社，pp.7-8

### 3. 管理団体とその告示

文化庁告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
取掛西貝塚	令和三年文部科学省告示第百六十四号	船橋市（千葉県）

令和四年二月三日

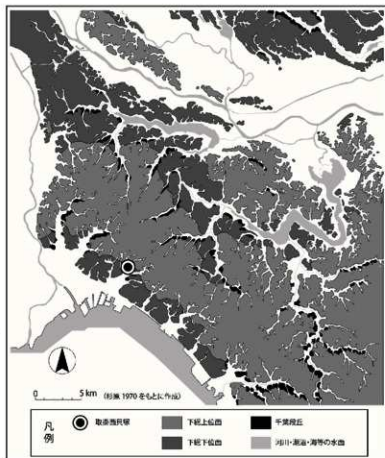
## 第3節 取掛西貝塚を取り巻く環境

### 1. 自然的環境

#### (1) 船橋市の位置および地理的概要

千葉県船橋市は千葉県北西部に位置し、中心市街地（市役所本庁舎所在地）の地理的位置は北緯35度41分41秒、東経139度58分57秒です。本市の面積は85.62km<sup>2</sup>で、市域の広がり東西13.86km、南北14.95kmです。地形的には、関東平野南部の下総台地の一部に位置し、小河川による樹枝状の開析谷が発達しています。下総台地は下総上位面、下総下位面、千葉段丘に分類され、市内の河川は市域北西から南東にかけて広がる下総上位面を境に、東京湾水系と利根川（印旛沼）水系に分かれています。

また、海岸部には沖積低地があり、幅500m前後、高さ3～6mの砂州地形（船橋砂州）が東西に延びています。東京湾岸は現代では人工的な埋立地となっていますが、かつては遠浅の干潟が広がっており、わずかに三番瀬や谷津干潟（習志野市）にその面影が残っています。地勢は全般的に低く平坦であり、標高の最高点は市東部（習志野3丁目）の32.3m、最低点は臨海部（南海神1丁目、湊町1丁目）の0.2mです。



第7図 千葉県北西部の地形分類

## (2) 取掛西貝塚周辺の河川および砂州

取掛西貝塚は、船橋市飯山満町1丁目・米ヶ崎川に所在し、東葉高速鉄道飯山満駅の北西約800mの距離にあります。本貝塚は海老川の支流である宮前川と飯山満川に開析された東西に長い舌状台地（下総下位面）上に位置します。宮前川と飯山満川は、遺跡の西で主要河川である海老川と合流しています。

海老川が流れる低地は夏見低地（滝口 2004）と呼ばれ、縄文海進時に台地を侵食しながら海が侵入し、内湾となっていました。その後、海退して船橋砂州に塞がれるようになると潟湖になり、次第に陸化していきま

した。東京湾に面する台地南端は直線的な海食崖となっており、海退時に吹き上げられた砂により砂丘に被覆されています。これらの砂丘帯に連なって夏見低地を塞ぐように東西方向に船橋砂州が延びています。この砂州は、海進時に沿岸流が台地を侵食し、大量の砂が沿岸部に供給されて形成されたと考えられており、砂州上で古墳時代前期の竪穴住居跡や後期の円筒埴輪が検出されていることから、遅くとも古墳時代までには安定した陸地となっていたと考えられています。現在、この砂州上に国道14号線が通っており、古代における下総と上総を結ぶ駅路は、この国道14号線に踏襲されていると考えられています（山路 2010 など）。

## (3) 取掛西貝塚の立地および地形

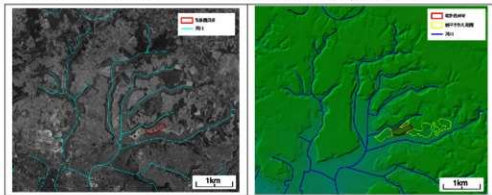
取掛西貝塚が位置する台地は標高約23～25mで、直下の飯山満川の低地との比高差は約16mです。台地は北の一部と東側、西側を戦後の土砂採取で削平されており、島状に残った台地全体が周知の埋蔵文化財包蔵地です。台地上はおおむね平坦で、南東から北西に向かって緩やかに傾斜しており、台地北半では北に向かってやや強い傾斜となっています。

### 【参考文献】

- 杉原重夫 1970 「下総台地西部における地形の発達」『地理学評論』43, pp.703-718, 日本地理学会  
 滝口昭二 2004 「夏見低地の水田化について」『史談会報』25, pp.1-9, 船橋市史談会  
 山路直充 2010 「ヤマトタケルの江戸川渡河伝説」『市史研究いらかわ』創刊号, pp.33-53, 市川市

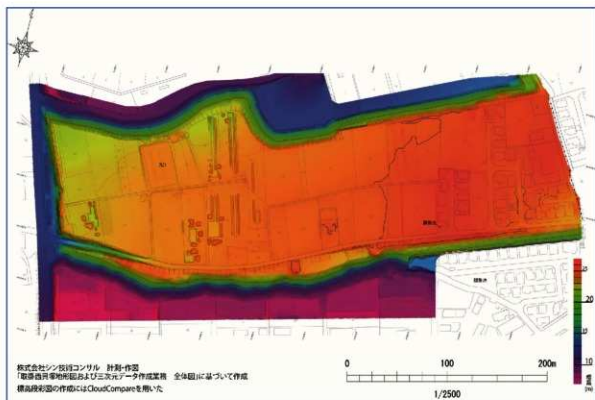


第8図 地形区分と河川



第9図 1960年代航空写真

第10図 現在の標高図（■は削平された範囲）



第11図 取掛西貝塚地形彩段図

## 2. 歴史的環境

### 【旧石器時代】

後期旧石器時代はいまよりも寒い氷期で、海面が低く、東京湾は陸地でした。人々は移動しながら狩猟採集の生活を送っていました。西の台遺跡（二和西）などで、黒曜石などの硬くて鋭く割れる石でつくった狩りの道具が見つかっています。

### 【縄文時代】

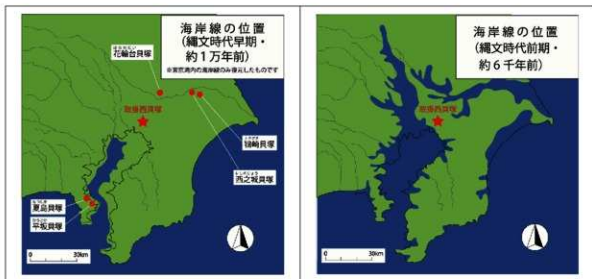
縄文時代になると温暖な気候になり、海面が高くなって次第に海が内陸に侵入しました（縄文海進）。1万年前ごろに船橋周辺にはじめて海が到達しました。7千年前ごろの縄文時代前期に海面上昇がピークとなり、市域中央の海老川低地は海となりました。取掛西貝塚では、台地直下の南側の谷まで海が入ってきました。

こうした環境変化により、豊かな魚介類が生息する干潟が形成されます。この豊かな環境のもと、安定して居住するムラができ、多くの貝塚が残されました。

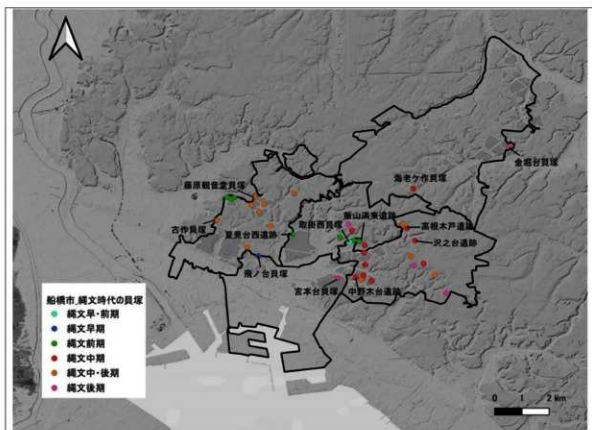
千葉県の東京湾岸は、日本でも貝塚が最も集中する地域として知られており、縄文時代中～後期を中心に特別史跡加曾利貝塚（千葉市）など大型の貝塚がいくつも残されています。

船橋市には、この地域最古の縄文時代早期前葉（約1万年前）の国史跡取掛西貝塚、続く早期後葉（約8千年前）の市史跡飛ノ台貝塚（海神）があり、前期では取掛西貝塚や夏見台西遺跡（夏見台）、中期は海老ヶ作貝塚（大穴南）、高根木戸遺跡（西習志野）、中～後期は藤原観音堂貝塚（藤原）、古作貝塚（古作）、宮本台貝塚（東船橋）など、各時期の貝塚が連続と存在し、縄文海進のはじまりから最盛期、海退まで、一つの地域で人々の生活がどのように変わっていったのか、知ることができます。

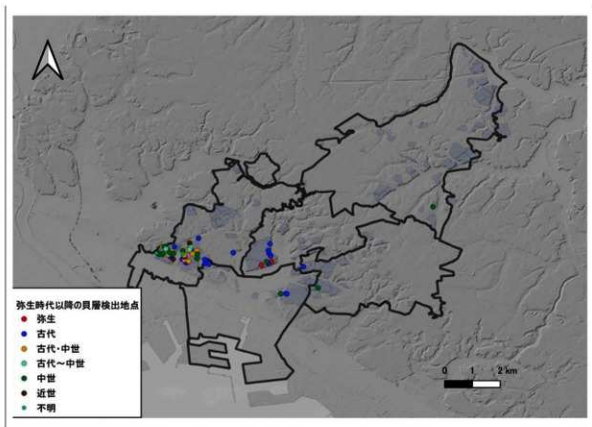




第12図 約1万年前と約6千年前の海岸線



第13図 縄文時代の貝塚



第 14 図 弥生時代から江戸時代の貝層

#### 【弥生時代】

弥生時代は金属器が使われるようになり、米作りがはじまった時代です。市内では、中央部の海老川低地周辺の台地上にムラがつくられます。市内では中期後半のムラは取掛西貝塚（米ヶ崎町）が唯一で、後期になると、夏見大塚遺跡や夏見台遺跡（夏見）、台畑遺跡（飯山満町）、宮本台遺跡群（東船橋）などでムラの跡がみついています。特に夏見大塚遺跡では、土盛りをして有力者を葬った方形周溝墓がみつかり、貧富の差が生まれたことがうかがわれます。なお、夏見大塚遺跡で住居跡内から貝層が発見されており、この時期も海の恵みを利用していたことがわかります。

#### 【古墳時代～奈良・平安時代】

古墳時代になると、沿岸部の砂州やそれに接した台地上に古墳群がつくられます。竹之越遺跡（本町）や天沼遺跡（海神）、海神地区で埴輪が出土しているほか、海老川東岸の台地上にある峰台遺跡から宮本台遺跡群にかけて、古墳群（円墳）が発掘されています。

また、沿岸部に沿った砂州上に古代の東海道が通っており、船橋は水陸交通の要所でした。「船橋」は川を渡るために船を並べてつくった橋のことで、船橋大神宮縁起に「その川へ船を浮かべて渡す。それより湊郷を改めて船橋という」とあります。おそらく、東海道が海老川を渡る地点に「船橋」を架けたことが船橋地名の発祥になったのでしょう。この東海道沿いの東京湾を望む台地上に大規模なムラがありました（東中山台遺跡群（東中山ほか）、印内台遺跡群（印内ほか）、海神台西遺跡（海神）、夏見台遺跡・夏見大塚遺跡（夏見ほか）、宮本台遺跡群（東船橋）など）。このようなムラの各時代の住居跡などに、貝層が形成されていました。印内台遺跡群では、7世紀代の貝層からト骨やウミガメの甲羅を用いたト甲もみついています。この地域では、古代も海の資源を利用していました。

古代では、船橋市南部の海老川以西にあたる東中山台遺跡群、印内台遺跡群、夏見台遺跡・夏見大塚遺跡は下総国葛飾郡栗原郷と考えられており、これらの東にある取掛西貝塚は栗原郷に含まれるかは不明ですが、葛飾郡に含まれています。市中央部の宮本にある船橋大神宮（意富比神社）は平安時代の文献に記

される由緒ある神社です。船橋大神宮一帯は、平安時代から室町時代にかけて「夏見御厨」とよばれ、伊勢神宮が支配する荘園となりました。



第 15 図 古墳時代の船橋(南部中央)



第 16 図 奈良・平安時代の船橋(南部中央)

#### 【中世】

中世前期の鎌倉・南北朝時代は、船橋は千葉氏の勢力下にありました。この時代は中国(宋)との貿易が盛んにおこなわれました。船橋には海老川河口に港があったようです。船で運ばれた中国の青磁・白磁などや国産の陶器(常滑焼や瀬戸焼など)、土器などが、東中山台遺跡群や印内台遺跡群、峰台遺跡などで出土しています。また、印内台遺跡群と東中山台遺跡群で、12世紀ごろの短刀や和鏡などを副葬した地元有力者の墓が見つかっています。中世後半の室町・戦国時代になると、船橋は北条氏系の高城氏に支配されました。港がある海老川をはさんで、東側は五日市場(宮本)、西側は九日市場(本町)とよばれる定期的な市がたち、船橋の中心部として栄えました。現代につながる都市的景観が生まれました。

市城南西部の印内台遺跡群や東中山台遺跡群では、台地を大規模に造成して平場をつくり、中に建物を配置する屋敷跡が発見されています。また、海老川低地周辺の台地上に、夏見城（夏見）や金杉城（金杉）、高根城など多くの城がつくられました。

この時代も峰台遺跡、印内台遺跡群、東中山台遺跡群などから、地下式坑や井戸跡などで貝層が発見されています。



第 17 図 中世の船橋（南部中央）

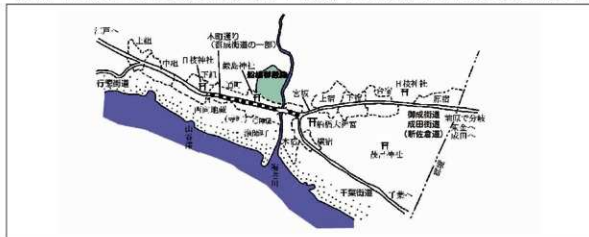
#### 【江戸時代】

徳川家康が江戸に幕府を開き、徳川氏が約 260 年間、全国を支配しました。江戸時代の初めに、家康の命により、海老川の西側に船橋御殿（本町 4）がつくられました。船橋には、御成街道（東金街道）、佐倉街道（成田街道）、上総道（千葉街道）など、たくさんの街道が走っていました。御成街道（現在の本町通り）沿いは、船橋宿という宿場町（継立場）となり、にぎわいました。

この時代になると遺跡に残される貝層はわずかになりますが、船橋浦は江戸時代に将軍家に魚介類を納める「御菜浦」であり、江戸時代以降も海の恵みを活発に利用していたことがわかります。

市中央部の台地には幕府の牧場がおかれ、馬が放し飼いになっていました。

取掛西貝塚は米ヶ崎村と滝台新田村（飛び地）にあたり、代官支配地でした。なお米ヶ崎村は延宝 6（1678）年に代官支配地になるまで、寛文 10 年（1661）から佐倉城主松平和泉守乗久の所領でした。



第 18 図 船橋御殿跡と御成街道

## 【近現代】

明治以降の船橋は、鉄道の開通と軍施設の設置をきっかけに人口が増えて都市化が進みました。また、東京近郊の観光地・保養地として人気が高まり、海水浴場や旅館もできました。こうして、宿場町から商業町へと転換をしていきました。

昭和30年代以降、湾岸部が埋め立てられ、工業団地や港湾設備、商業施設が整備され、流通拠点として大きく発展しました。また、旧幕府牧があった中央部の台地は、新京成電鉄沿線に前原・習志野台・高根台団地といった大型団地が次々と建設され、市の人口が増加していきました。

現在では、9路線35駅の鉄道網があり、都心に近く、通勤・通学に便利なまちとして発展を続けています。船橋市が誕生した昭和12（1937）年に約43,000人であった人口は、令和5年（2023）現在、約64万人になりました。

一方で、海や緑に親しめる場所も豊富です。現在も船橋沖は良好な漁場として漁業が盛んであり、水神祭や大仏追善供養などの民俗行事や船橋大神宮の灯明台など、海にかかわる文化財が現代まで残されています。



第19図 現代に伝わる海に関わる文化財

## 3. 社会的環境

### (1) 船橋市の社会的環境

船橋市は千葉県北西部に位置し、南は東京湾、西は市川市、北は鎌ヶ谷市・白井市、東は八千代市・習志野市に接しています。総面積は85.62㎢で、東西約13.86km、南北約14.95kmに広がっています。



第20図 船橋市の位置及び隣接自治体

## ●人口

人口は647,059人（令和5年9月1日現在常住人口）です。昭和50年代に大幅な人口増を迎えた後、現在に至るまで人口の増加が続き現在に至ります。現在、年齢別構成では45～49歳を中心に、40代前半～50代前半の年代層がピークを占めています。

## ●産業

### 第一次産業

（農業）…代表的な農産物としては小松菜、枝豆、にんじん、なし等があり、にんじんの生産量は県内第1位です。農業従事者数は2,000人を超えています。昭和50年代と比較すると田畑の面積は半数近くに減少し、一方で宅地等の面積が増加しています。

（漁業）…スズキの水揚げ量が全国一であるほか、海苔、アサリ、ホンビノス貝が代表的な水産物として挙げられます。

### 第二次産業

（工業）…臨海工業地区を中心に、多数の企業が所在しています。特に京葉食品コンビナートは、加工食品の供給場所としては国内有数の規模です。

### 第三次産業

（商業）…中心市街地を含む市内各所には大型商業施設が複数所在し、市内外から多数の人が訪れています。

## ●交通

東京都心からは直線距離で約19kmの位置にあり、JR船橋駅から東京駅まで総武線快速により約25分で移動できるほか、成田空港までは京成船橋駅から京成電鉄により1時間以内で移動できるなど、主要駅や空港等への交通アクセスが良好な位置にあります。

さらに市内には、7つの鉄道事業者が運行する9路線35駅、路線バスでは7事業者が運行を行っているなど、市内の交通網も発達しています。

あわせて市内在住者の就業地をみると、市外での就業者割合は6割を超え、そのうち東京23区で就業する者は全就業者中40%近くを占めており、東京のベッドタウンとなっています。

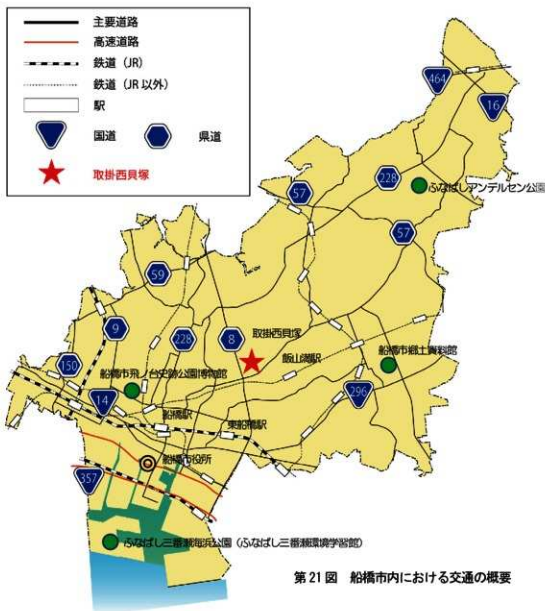
## ●土地利用

船橋市内の土地の地目別割合をみると、宅地が全体のほぼ半数を占めています。土地利用の推移としては宅地・雑種地等が徐々に増加する傾向にあり、その一方で田畑・山林が減少し続けています。

(R3.1.1現在)

田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総計
2255	9791	41961	2900	22	22	10285	18384	85620
3%	11%	49%	3%	0%	0%	12%	21%	100%





●地域資源（観光・レクリエーション・文化財）

- ・ふなばし三番瀬海浜公園：都心から最も近い潮干狩り場の三番瀬が目に広がり、スポーツ施設や環境学習館、バーベキュー場等からなる総合公園で、一年を通して渡り鳥の観察や富士山の撮影ができるポイントとしても知られています。
- ・ふなばしアンデルセン公園：世界的な童話作家H.C. アンデルセンの生誕の地で、本市と姉妹都市であるデンマーク王国オーデンセ市の全面的な協力を受け整備された総合公園で、季節を問わず多くの草花を楽しむことができます。
- ・船橋市飛ノ台貝塚史跡公園博物館：縄文時代早期後葉（約8千年前）の飛ノ台貝塚に、貝塚、竪穴建物跡、炉穴を屋外復元展示した公園と博物館を併設しています。同遺跡や市内の縄文時代遺跡について解説、展示を行っています。
- ・船橋市郷土資料館：船橋市の歴史・民俗に関する資料を収集・保管し調査・研究を行うとともに、その成果を展示公開しています。

## ●人口・世帯数の減少や、自然災害等の対策に関する指針等

### ・第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けられ、「船橋市人口ビジョン」を踏まえ、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間の目標と施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものです。

本市の人口は、令和15（2023）年まで緩やかに増加を続け、66.4万人をピーク以降は減少し、令和25（2043）年には66.1万人、令和45（2063）年には62.8万人となる見込みです。

第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成28（2016）年に策定した船橋市人口ビジョンで示した目指すべき将来の方向性を踏まえ、基本目標として、①働きたい「しごと」があるまち・船橋【しごとの創生】、②行ってみたい魅力があふれるまち・船橋【魅力の創生】、③結婚・出産・子育ての希望がかなうまち・船橋【ひとの創生】、④いつまでも住み続けたい安全・安心なまち・船橋【まちの創生】を掲げ、横断的視点として、①多様な主体・人材との協働、②SDGsを踏まえた接続可能なまちづくり、③自治体DXの推進、④企業版ふるさと納税の活用を示しています。

### ・船橋市地域防災計画

地域防災計画において、地震・津波、風水害等の災害について、それらに対する予防、発生時の応急活動、復旧・復興について方針・計画を策定することで、平常時の災害に対する備え及び災害発生時の適切な対応を図っています。

## （2）取掛西貝塚の社会的環境

### ●法的規制等

ここでは、取掛西貝塚に関わる主な法規制等について整理します。

#### ① 文化財保護法（史跡指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地）

取掛西貝塚は令和3（2021）年10月11日に国史跡に指定されました。史跡指定地内は、文化財保護法第125条で「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められています。また、指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（取掛西貝塚）となっており、開発行為等により土地の掘削を行う場合には、事前の届出または通知が義務付けられています。

#### ② 都市計画法

取掛西貝塚の全域が市街化調整区域となっています。市街化調整区域は、都市計画法第7条第3項の規定により、市街化を抑制すべき区域として指定している区域ですので、都市計画法第34条各号に適合する場合を除き、原則として開発行為等は認められません。

#### ③ 宅地造成等規制法（宅地造成工事規制区域）

取掛西貝塚の全域が宅地造成工事規制区域となっています。宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため、区域内で行われる一定以上の切土盛土について、許可が必要となっています。

④ 景観法（景観計画区域） 船橋市全域が景観計画区域となっています。景観法第16条に基づき、景観計画区域内で一定規模以上の建築行為等を行なう場合は、市に届出が必要です。



⑤ 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域）

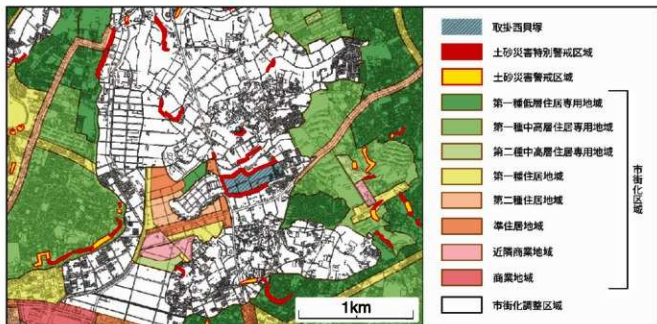
土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

⑥ 農地法

市街化調整区域の農地を転用する場合は、千葉県知事に許可を受ける必要があります。取掛西貝塚の範囲内に一部農地があります。

⑦ 船橋市屋外広告物条例

船橋市屋外広告物条例では、文化財保護法、千葉県文化財保護条例、船橋市文化財保護条例により史跡等に指定された地域は、広告物等の表示、または設置が禁止されています。



第 22 図 取掛西貝塚及び周辺における区域指定等の状況

●遺跡周辺の概要

- ・小中学校区（芝山西小学校・芝山中学校）
- ・近隣小中学校（芝山東小学校・飯山満南小学校・高根東小学校・高根小学校・飯山満中学校・高根中学校）
- ・近隣高等学校（千葉県立船橋東高等学校・千葉県立芝山高等学校、東葉高等学校）
- ・自治会（わかば町会、米ヶ崎町会）
- ・交通（鉄道：東葉高速鉄道飯山満駅から徒歩約15分、路線バス：船橋グリーンハイツ（船橋新京成）線「うぐいす園前」から徒歩約5分、豊富線（船橋新京成）「雄鹿野」「芝山団地入口」から徒歩約8分、道路：県道船橋我孫子線に西側で接する）
- ・近隣の公共施設（芝山出張所、飯山満公民館、新高根公民館、高根公民館、新高根・芝山・高根台地域包括支援センター、東消防署芝山分署）



貝塚から約1 km西に所在する飯山満川・海老川合流地点の付近まで干潟が及んでいた可能性が指摘されています。

## (2) 植生

船橋市内の植生については、平成25～26年度に市内主要地域を対象とする自然環境調査が実施されています（『平成25・26年度船橋市自然環境調査報告書』）。

取掛西貝塚の所在地そのものは当調査範囲には含まれていないものの、近接する海老川流域の状況を参照すると、394種の植物（うち重要種4種：ウスゲチョウジタデ、カワヂシャ等）が確認されています。当該調査の成果によれば当区域の土地利用状況は樹林2.6%、畑地37.5%、草地15.3%、水田18.4%とされており、このうち耕作していない農地では、ススキ草地、セイタカアワダチソウ群落、ガマ・オギ群落などの高茎草本が確認されています。また、畑地では、スギナ、クワクサ、ザクロソウなどの畑地雑草が確認され、傾斜地ではムクノキ・エノキ群集（ムクノキ、エノキ、コブシなど）が確認されています。

## 2. 歴史的調査

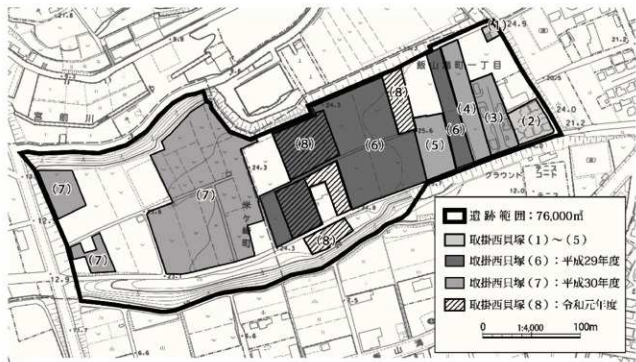
取掛西貝塚が発見された時期は定かではありませんが、昭和46～51年に実施された市内分布調査の成果に基づく『船橋市の遺跡』（昭和52年刊行）には縄文時代前・中期の地点貝塚として取掛西貝塚が記載されており、この時点で遺跡として認識されていたことが確認できます。

平成11（1999）年の開発行為に伴う発掘調査以来、保存目的の確認調査を含めて全8次にわたる調査を実施しました。調査主体は船橋市教育委員会、以下のとおり実施しました。

第4表 発掘調査一覧

調査年等 ／調査原因	調査 主体等	関連報告書等	検出した主な遺構・遺物
平成11（1999）年 （第1次調査） ／無線基地局設置	船橋市 教育委員会	・船橋市教育委員会2003「取掛西貝塚」『平成8年度～平成11年度船橋市発掘調査報告書』 ・船橋市教育委員会2020『取掛西貝塚—第1次～第7次発掘調査概要報告書—』	遺構：なし 遺物：土器（縄文時代前期前半）
平成15（2003）年 （第2次調査） ／宅地造成	船橋市 教育委員会	・船橋市教育委員会2004「取掛西貝塚（2）」『平成15年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』 ・船橋市教育委員会2020『取掛西貝塚—第1次～第7次発掘調査概要報告書—』	遺構：竪穴住居跡2軒・土坑22基（縄文時代前期前半） 遺物：土器（縄文時代早期前葉、前期前半）、石器（縄文時代前期前半）、銭貨（近世）
平成17（2005）年 （第3次調査） ／宅地造成	船橋市 教育委員会	・船橋市教育委員会2019「取掛西貝塚（3）」『平成16年度船橋市市費単独事業遺跡発掘調査報告書』 ・船橋市教育委員会2020『取掛西貝塚—第1次～第7次発掘調査概要報告書—』	遺構：竪穴住居跡1軒・住居内貝層1基・土坑17基（縄文時代前期前半） 遺物：土器（縄文時代早期前葉、前期前半）、石器・貝（縄文時代前期前半）
平成18（2006）年 （第4次調査） ／宅地造成	船橋市 教育委員会	・船橋市教育委員会2008『取掛西貝塚（4）』 ・船橋市教育委員会2020『取掛西貝塚—第1次～第7次発掘調査概要報告書—』	遺構：竪穴住居跡7軒・住居内貝層2基・土坑34基・ピット303基（縄文時代前期前半） 遺物：土器・石器（縄文時代早期前葉、前期前半）、貝製品・貝・動物骨・炭化種実（縄文時代前期前半）

平成 20 (2008) 年 (第 5 次調査) ／宅地造成	船橋市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2013『取掛西貝塚 (5) I』</li> <li>・船橋市教育委員会 2020『取掛西貝塚—第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書—』</li> <li>・船橋市教育委員会 2021『取掛西貝塚 (5) II』</li> </ul>	遺構：竪穴住居跡 10 軒・遺構内貝層 5 基・土坑 45 基・ピット 114 基 (縄文時代早期前葉、土坑 1 基 (縄文時代前期前半)) 遺物：土器 (縄文時代早期前葉・前期前半)、石器・骨角器・貝製品・装飾品・動物骨 (縄文時代早期前葉)、土師器・須恵器 (平安時代)
平成 28 (2016) 年 (分布調査) ／遺跡の内容確認を 目的とした分布調査	船橋市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2021『取掛西貝塚総括報告書』</li> </ul>	遺物：土器 (縄文時代早期前葉・前期前半・前期後半・中期・後期)、石器 (縄文時代)
平成 29 (2017) 年 (第 6 次調査) ／遺跡の保存を目的 とした範囲・内容確 認調査	船橋市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2018「取掛西貝塚 (6)」『平成 29 年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』</li> <li>・船橋市教育委員会 2020『取掛西貝塚—第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書—』</li> <li>・船橋市教育委員会 2021『取掛西貝塚総括報告書』</li> </ul>	遺構：竪穴住居跡 (縄文時代早期前葉) 43 軒 竪穴住居跡 (縄文時代前期前半) 8 軒 竪穴住居跡 (縄文時代中期後半) 1 軒 竪穴住居跡 (弥生時代中期) 6 軒 竪穴住居跡 (奈良・平安時代) 2 軒 陥し穴 (縄文時代前期前半) 1 基 土坑 (弥生時代中期) 2 基 住居内貝層 1 基 (縄文時代早期前葉)・住居内貝層 4 基 (縄文時代前期前半)、掘立柱建物跡 1 軒 (近世)、土坑・ピット (縄文時代) 多数 遺物：遺物：土器 (縄文時代早期前葉、前期前半、中期、弥生時代中期)、石器 (縄文時代早期前葉、前期前半、弥生時代中期)、貝・動物骨・炭化種実 (縄文時代早期前葉・前期前半)、装飾品 (縄文時代前期前半)、土師器・須恵器 (奈良・平安時代)
平成 30 (2018) 年 (第 7 次調査) ／遺跡の保存 を目的とした範囲・ 内容確認調査	船橋市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2019「取掛西貝塚 (7)」『平成 30 年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』</li> <li>・船橋市教育委員会 2020『取掛西貝塚—第 1 次～第 7 次発掘調査概要報告書—』</li> <li>・船橋市教育委員会 2021『取掛西貝塚総括報告書』</li> </ul>	遺物：土器 (縄文時代早期前葉、前期前半、中期、弥生時代中期)、石器 (縄文時代早期前葉、前期前半、弥生時代中期)、貝・動物骨・炭化種実 (縄文時代早期前葉・前期前半)、装飾品 (縄文時代前期前半)、土師器・須恵器 (奈良・平安時代)
令和元 (2019) 年 (第 8 次調査) ／遺跡の保存を目的 とした範囲・内容確 認調査	船橋市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市教育委員会 2020「取掛西貝塚 (8)」『令和元年度船橋市内遺跡発掘調査報告書』</li> <li>・船橋市教育委員会 2021『取掛西貝塚総括報告書』</li> </ul>	遺物：土器 (縄文時代早期前葉、前期前半、中期、弥生時代中期)、石器 (縄文時代早期前葉、前期前半、弥生時代中期)、貝・動物骨・炭化種実 (縄文時代早期前葉・前期前半)、装飾品 (縄文時代前期前半)、土師器・須恵器 (奈良・平安時代)



第25図 取掛西貝塚 発掘調査地点の位置

### ●主な遺構・遺物

#### ・検出した主な遺構

- 竪穴住居跡（縄文時代早期前葉）…58 軒
- 竪穴住居跡（縄文時代前期前半）…18 軒
- 竪穴住居跡（弥生時代中期後半）… 6 軒
- 遺構内貝層（縄文時代早期前葉）… 6 基（竪穴住居跡 5 軒、土坑 1 基）

#### ・縄文早期集落（居住域）の規模・範囲

東西約 320m、南北約 100m

#### ・貝塚における貝種組成の傾向

- 縄文時代早期前葉…ヤマトシジミ（汽水産）主体
- 縄文時代前期前半…ハマグリ、ハイガイ、マガキ（内湾干潟産）主体

#### ・出土した主な遺物（縄文時代早期前葉）

- 土器（井草式、稲荷原式、花輪台式、東山式、平板式、大浦山式等）
- 石器（石鏃、磯斧、石皿、スタンプ形石器、磨石等）
- 骨角歯牙製品（刺突具、骨鏃、針、錐、装身具等）
- 貝製品（貝刀、装身具等）
- 動物遺体（鳥獣骨角、貝、魚骨等）…

哺乳類／イノシシ、シカ、タヌキ、キツネ、テン、アナグマ、ムササビ、ノウサギ、ニホンザル  
鳥類／キジ類、カモ類、ガン類、ハクチョウ類、キジバト、ヤマガラス類、ウミスズメ類、ツグミ類、カイツブリ類

貝類／ヤマトシジミ、ハマグリ、シオフキ、スミノエガキ？、ヒロクチカノコ、ウネナシトマヤ、オキシジミ、カワニナ類、オオタニシ、イシガイ類、カラスガイ類、ツノガイ類、タカラガイ類

魚類/コイ科、アユ、ギバチ、ヒラメ、タイ科、クロダイ属、メナダ、ボラ科、スズキ、ニシン科、マクロ類、サワラ類、サメ類

植物遺体 (炭化種実、土器圧痕) …

炭化種実/エノキ属、オニグルミ、キハダ、カラスザンショウ、ミズキ、

土器圧痕/キハダ、カラスザンショウ、サンショウ、サンショウ属、ミズキ、(マ タタビ属)、ニワトコ、ダイズ属、ササゲ属アズキ亜属、シソ属、(ヤブジラミ属)、ウルシ属、コクゾウムシ属

※ () 内は可能性あり

#### ●調査成果の概要

- ・集落跡：東京湾東岸部最古の貝塚を伴う集落跡であることが明らかとなりました。約1万年前（縄文時代早期前葉）の堅穴住居を58軒確認し、その分布域（居住範囲）は東西約320m、南北約100mに及んでおり、この時期では関東最大規模の集落跡です。早期前葉の集落は、土器型式から3時期に区分され、台地の中央部から東部へ時期ごとに占地をずらしながら変遷しています。また、貝塚が形成される時期と範囲が特定され、炭素年代で約1万年前です（10435-10250calBP）。
- ・貝類：汽水性のヤマトシジミに著しく偏りつつ、淡水性のカワニナ類やオオタニシ、内湾干潟に棲むハマグリもみられます。汽水域を中心としつつも幅広い範囲で貝類採取活動をしていたことがうかがえます。
- ・魚類：淡水～汽水性のコイ科、内湾性のクロダイ属・ボラ科、回遊性のニシン科など多様な環境に生息する種で構成されています。広範な水域を漁場として、大小さまざまな魚類を捕獲していたこと、それを可能とする技術を保有していたことがうかがえます。
- ・鳥獣類：中型獣のイノシシ・シカを主体としつつ、タヌキ・ノウサギなどの小型獣やキジ・カモ類などの鳥類も多くみられることから、多角的な狩猟活動を行っていたことがうかがえます。
- ・植物：早期前葉の遺跡において、炭化種実と土器圧痕の両者を量的に検討した初の事例です。堅果類のオニグルミ、漿果類のエノキ属・キハダ・カラスザンショウ・ミズキ、マメ類のダイズ属・ササゲ属などが検出され、多様な植物を選択的かつ複合的に利用していたことがうかがえます。このほか、国内最古級となるコクゾウムシ類の圧痕を検出しており、早期前葉の食糧貯蔵や居住の定着性を評価するうえで重要です。
- ・装飾品：サメ歯製、タカラガイ製など様々な装飾品が出土しており、特にツノガイ類（化石）を素材とする貝製品（装飾品）が2,000点以上出土しています。一つの遺跡で出土した量としては国内最多です。かつ、素材・破損品・未成品（未研磨品）を含むことから、生産・流通に関わる遺跡の可能性を示唆する重要な遺跡です。ツノガイ類化石の産地は、三浦半島の可能性が指摘されています。
- ・特異な動物骨集中：堅穴住居跡廃絶後の窪みからイノシシ・シカの頭骨が集中して出土し、いずれも著しい被熱痕跡がみられました。頭骨の並び方からは意図的な配列の可能性も考えられ、特異なありかたを示しています。儀礼の痕跡の是非については慎重な検討が必要であるものの、縄文人の精神世界を考える上で注目される貴重な事例です。



写真1 上空からみた取掛西貝塚（東から）



写真2 取掛西貝塚 空中写真



写真3 動物骨集中（5次SI-002）



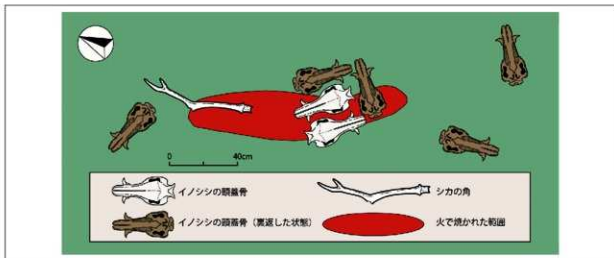
写真4 竪穴住居跡（5次SI-002）



写真5 貝層断面（5次SI-002）



写真6 動物骨集中（5次SI-002）



第 26 図 動物骨集中模式図 (5 次 S1-002)



写真 7 出土土器 (井草式)  
(縄文時代早期前葉)



写真 8 出土土器 (稻荷原式・花輪台式)  
(縄文時代早期前葉)



写真 9 出土土器 (東山式)  
(縄文時代早期前葉)



写真 10 骨針 (縄文時代早期前葉)





写真 11 出土骨角器・貝製品  
(縄文時代早期前葉)



写真 12 ツノガイ類製ビーズ  
(縄文時代早期前葉)



写真 13 ミズキ炭化核と圧痕レプリカ

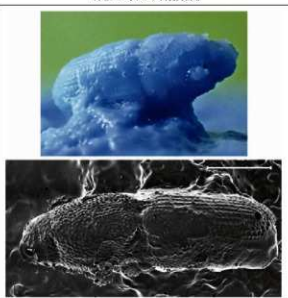
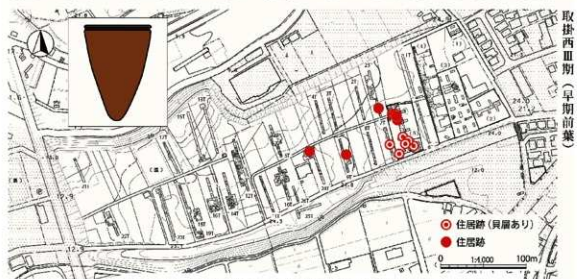
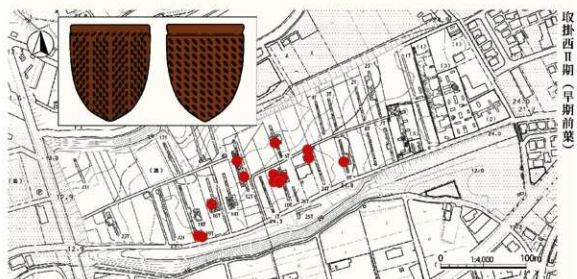
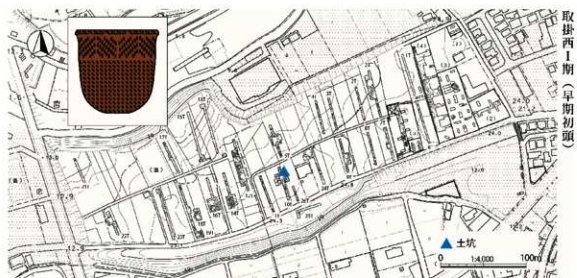
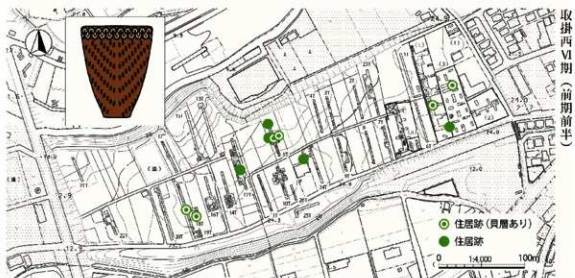
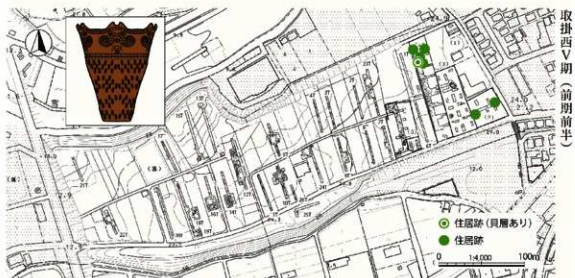
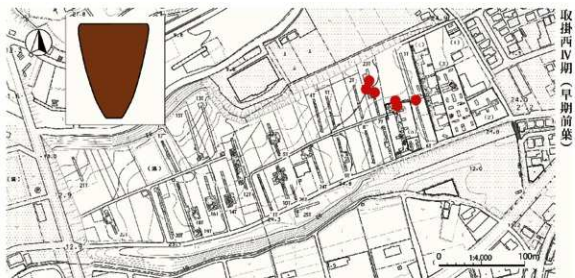


写真 14 コクゾウムシの圧痕レプリカ



第27図 取掛西貝塚の各時期における竪穴住居跡の分布状況（1）



第28図 取掛西貝塚の各時期における竪穴住居跡の分布状況(2)

## ● 取掛西貝塚の価値と重要性

### ① 日本列島における最古級貝塚

国史跡に指定された貝塚は、全国で82か所あります（令和5年10月現在）。このうち、縄文時代早期の貝塚は、前葉から後葉まで含めても9か所にすぎません。

取掛西貝塚と同じ約1万年前の貝塚は、未指定を含めて全国的で10か所と非常に少なく、たいへん貴重です。国史跡に限ると、取掛西貝塚のほかには神奈川県夏島貝塚しかなく、さらにムラと貝塚の両方が残る史跡は取掛西貝塚だけです。

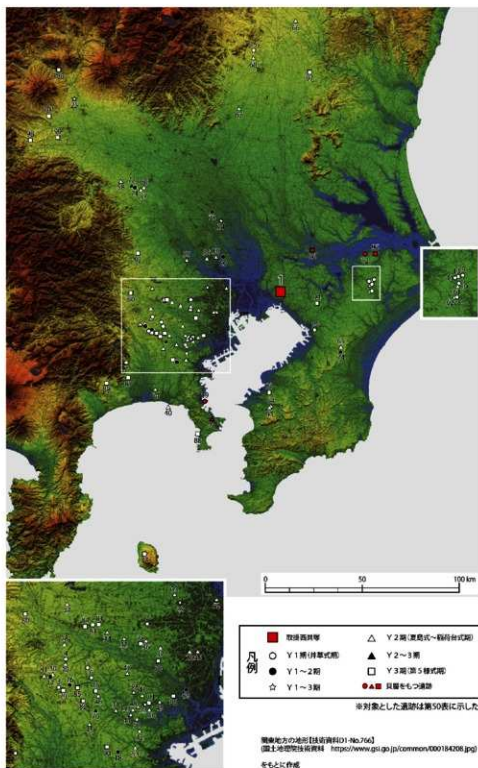
約1万年前には、グローバルな気候温暖化や海進といった大きな環境変化に対応して、定住的な新しい生活様式が確立しました。取掛西貝塚はまさにそういった日本列島における最初期の貝塚形成期の生活のあり様がわかる遺跡です。また、取掛西貝塚は、貝塚だけでなく、多数の堅穴住居跡が発見されており、ムラと貝塚が残された早期の貝塚として稀有な存在です。

さらに約6千年前の気候の最温暖期のムラと貝塚も残されており、環境の変動とそれに適応した日本列島の人類史を解明することのできる重要な遺跡です。

なお、取掛西貝塚には稲作農耕社会の弥生時代中期の集落も残されており、狩猟採集社会から稲作農耕社会までの長い歴史を考えることができる遺跡であることも重要です。



第29図 国史跡に指定された貝塚

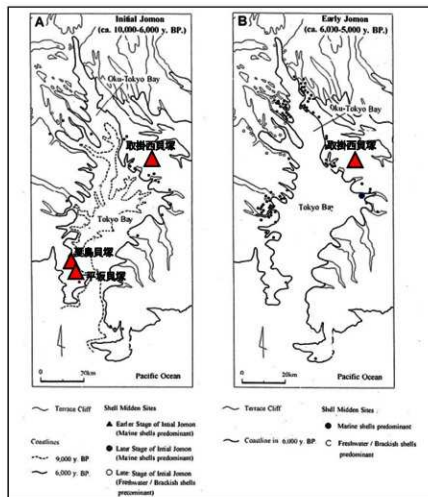


第30図 関東における約1万年前の貝塚と集落遺跡

## ② 東京湾東岸部（千葉県）での重要性

縄文時代の貝塚は全国に2,688か所あり、関東地方は1,659か所で全体の61.7%が集中しています。千葉県には763か所あり、全国の28.4%、関東地方の46.0%を占めています（堀越2018）。特に東京湾東岸部は全国一の貝塚密集地帯として知られています。

東京湾東岸部は、全国一の貝塚密集地で、特別史跡加曽利貝塚など、日本でも有名な大形貝塚が多く形成されています。これらの貝塚は縄文時代中期から後期（約5000年～3500年前）のもので、取掛西貝塚はその地域の中で、貝塚形成の最初期から最温暖期までの様子を今日に残す貝塚であるという点でも重要です。船橋市には、早期前葉の取掛西貝塚と早期後葉で東京湾東岸部を代表する飛ノ台貝塚もあり、さらに縄文中・後期の大型貝塚である海老ヶ作貝塚・古作貝塚や宮本台貝塚・金堀台貝塚など縄文時代の各時期の貝塚が存在し、古代でも印内台遺跡群などに貝塚が形成され、その後、江戸時代まで貝塚がつくられます。船橋は、東京湾東岸部の中でも、貝塚から人々のくらしを通時的に学ぶことができる唯一の地域です。



第31図 関東地方の縄文時代早期と前期の貝塚分布（樋泉1999に一部加筆）

### ③ 船橋市での重要性

船橋市には、約1万年前の縄文時代早期以降江戸時代まで、各時期の貝塚や集落遺跡が多数存在し、江戸時代から現代にかけても、東京湾の魚介類を利用した産業が栄えています。また、平安時代後期には伊勢神宮の荘園である夏見（船橋）御厨が成立し、戦国時代には海老川河口付近に湊があって市が立つなど、水陸交通の要地として都市の原型が形成されました。江戸時代には宿場町（継立場）として栄え、近現代には東京近郊の立地を生かして海水浴場など行楽地としてにぎわい、戦後は海辺の埋立が進んで工場や商業施設ができました。取掛西貝塚は、このように海と関わって人が集まり、発展してきた都市船橋の



起点としての価値があります。また、船橋が持つ日本列島の人類史と海洋適応の実態を今日に伝えるという地域的特徴の観点から見ても、欠かせない重要な遺跡です。

### 3. 社会的調査

#### (1) 令和3年度 第2回市政モニターアンケート

船橋市の遺跡（埋蔵文化財）について

実施時期	令和3（2021）年9月17日から10月1日
実施方法	市政モニター（地域・年代・性別などを考慮して抽出した2,000人にご案内を送付し、応募いただいた方の中から先着順で選んだ300人）の方々に郵送にて調査依頼、郵送またはインターネットで回答
有効回答数	282人
主な内容	<p>【取掛西貝塚を知っているか】（1つ選択）</p> <p>「知らない」が75.2%で、特に年代別では10代20代で89.7%が「知らない」と答えている。</p> <p>【国史跡に指定されるとどのような効果があると思うか】上位項目（複数選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋市を知ってもらうきっかけになる（57.8%）</li> <li>・地域の歴史について学び、体験することができる（57.1%）</li> <li>・後世へ貴重な遺跡が伝えられる（43.6%）</li> </ul> <p>【今後、どのような取組があるとよいと思うか】上位項目（複数選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育での活用（55.0%）</li> <li>・史跡公園の整備（50.7%）</li> <li>・インターネット発信の充実（39.0%）</li> </ul>

【出典】令和3年度第2回市政モニターアンケート調査結果報告書

#### (2) 令和4年度 第1回市政モニターアンケート

史跡取掛西貝塚について

実施時期	令和4（2022）年7月8日から7月22日
実施方法	市政モニター（地域・年代・性別などを考慮して抽出した2,000人にご案内を送付し、応募いただいた方の中から先着順で選んだ300人）の方々に郵送にて調査依頼、郵送またはインターネットで回答
総回答数	282人
主な内容	<p>【取掛西貝塚が国史跡に指定されたことを知っていますか】（1つ選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「知らない」が81.6%と多数</li> </ul> <p>【取掛西貝塚に興味はありますか】（1つ選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「とても興味がある」「興味がある」あわせて57.5%</li> </ul> <p>【興味がないのはなぜか】上位項目（複数選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような価値があるかわからないから（41.9%）</li> <li>・貝塚についてよく知らないから（36.8%）</li> <li>・自分の生活に関わりがないから（36.9%）</li> </ul> <p>【どのような活用に力をいれていくべきか】上位項目（複数選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育（68.4%）</li> <li>・調査・研究（47.5%）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光資源 (33.0%)</li> <li>【取掛西貝塚の保存や活用の取組に参加したいか】(1つ選択)</li> <li>・「ぜひ、参加したい」「機会があれば参加したい」あわせて64.5%</li> <li>【参加してみたいもの】上位項目(複数選択)</li> <li>・遺跡見学会(64.8%)</li> <li>・発掘体験(50.0%)</li> <li>・博物館等での展示(44.5%)</li> <li>【活動してみたいもの】上位項目(複数選択)</li> <li>・調査・研究(34.1%)</li> <li>・遺跡美化活動など保存・維持管理(30.2%)</li> <li>・イベント等の史跡活用の企画・運営(19.2%)</li> <li>【参加したくない方の理由】上位項目(複数選択)</li> <li>・魅力を感じないから(62.5%)</li> <li>・時間的余裕がないから(37.5%)</li> </ul>
--	--

【出典】令和4年度 第1回市政モニターアンケート調査結果報告書

### (3) 令和4年度 第3回市政モニターアンケート

取掛西貝塚の活用について

実施時期	令和5(2023)年1月24日から2月13日
実施方法	市政モニター(地域・年代・性別などを考慮して抽出した2,000人にご案内を送付し、応募いただいた方の中から先着順で選んだ300人)の方々に郵送にて調査依頼、郵送またはインターネットで回答
総回答数	275人
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>【縄文時代や貝塚に関する体験】上位項目(複数選択)</li> <li>・学校で習ったことがある(55.6%)</li> <li>・関連する展示を見に行ったことがある(35.3%)</li> <li>関連するTV番組や動画を見たことがある(25.1%)</li> <li>【船橋の海はどのような存在か】(1つ選択)</li> <li>・「あまり意識したことはない」「身近とはいえない」が合わせて64%</li> <li>【海に関する文化財で知っているもの】上位項目(複数選択)</li> <li>・三番瀬(77.8%)</li> <li>・船橋大神宮の灯明台(51.3%)</li> <li>・玉川旅館(40.4%)</li> <li>・飛ノ台貝塚などの遺跡(貝塚)(40.0%)</li> </ul>

【出典】令和4年度 第3回市政モニターアンケート調査結果報告書

### (4) 教職員対象アンケート調査結果(小学校)

実施時期	令和4(2022)年12月15日から令和5年(2023)1月13日
実施方法	市内小学校にアンケート依頼(教職員対象。[参考]常勤職員1,738人。ただし、会計年度任用職員も対象)。インターネットで回答
総回答数	667人
主な内容	取掛西貝塚の認知度、パンフレット類の配布について、授業での遺跡や文化財の活用について



	<p>【過去に遺跡や文化財を授業に活用したことがあるか】（1つ選択）N=667</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある（38.68%）</li> <li>・ない（61.32%）</li> </ul>
--	--

#### （5）教職員対象アンケート調査結果（中学校）

実施時期	令和4（2022）年12月15日から令和5年（2023）1月13日
実施方法	市内中学校にアンケートを依頼（教職員対象。[参考]常勤職員971人。ただし、会計年度任用職員も対象）。インターネットで回答
総回答数	329人
主な内容	<p>取掛西貝塚の認知度、パンフレット類の配布について、授業での遺跡や文化財の活用について</p> <p>【過去に遺跡や文化財を授業に活用したことがあるか】（1つ選択）N=329</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある（15.20%）</li> <li>・ない（84.80%）</li> </ul>

#### （6）史跡取掛西貝塚に関するアンケート（近隣住民）

実施時期	令和4（2022）年12月15日から令和5年（2023）1月16日
実施方法	取掛西貝塚を範囲に含む自治会に所属する世帯、市外在住の土地所有者の方にポスティングまたは郵送でアンケートを依頼（配布世帯数260。ただし、回答は1世帯で何名でも可）。郵送またはインターネットで回答。
総回答数	84人
主な内容	<p>【現地の活用についてよいと思うのは何か】上位項目（複数選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡用地の建物をつかった小展示（45.8%）</li> <li>・歴史講座などでの現地見学（39.8%）</li> <li>・遺跡を周知する案内板などの設置（38.6%）</li> <li>・史跡用地でのお祭り等のイベント（36.1%）</li> </ul> <p>【取掛西貝塚の現地活用で期待すること】上位項目（複数選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境と調和した保存の場（50.6%）</li> <li>・地域の歴史を学び体験できる場（49.4%）</li> <li>・市民の憩いの場（32.5%）</li> </ul> <p>【保存活用にあたっての意見・要望】主なもの（自由記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、治安、ゴミなどが心配</li> <li>・道路が狭小で、交通量の増加が心配</li> <li>・生活に支障がないようにしてほしい</li> <li>・多額の費用をかけてまで市が整備、保存する価値が認めきれない</li> <li>・市民参加型で保存・活用を行って欲しい</li> <li>・地域の方々には好まれる場所になるよう望む</li> </ul>

## 第5節 史跡指定地の状況

### 1. 土地所有

史跡指定地の土地は、おおむね5分の1が公有地（市道等を含む）、5分の4が私有地となっています。公有地は、船橋市が8,595.51㎡所有しており、地目としては、宅地、雑種地、畑、原野、公衆用道路、里道となっています。

第5表 土地所有の状況

所有者	面積 (㎡)	構成比 (%)	該当する地目
公有地 (船橋市)	8,595.51	22.02%	宅地、雑種地、畑、原野、公衆用道路、里道
私有地 (個人)	30,436.91	77.98%	宅地、畑、山林、原野、墓地
私有地 (法人)	0	0%	
合計	39032.42		

### 2. 土地利用

史跡指定地の土地利用と地目でみると、全体面積の約67%を畑が、約13%を山林が占めており、その他は里道、雑種地、宅地、公衆用道路、原野、墓地となっています。なお、畑のうち、営農している土地は約20%、休耕地が約80%です。

第6表 土地利用（地目）の状況

地目	面積 (㎡)	構成比
畑	26259.74	67.28%
山林	5079.33	13.01%
宅地	1369.79	3.51%
雑種地	1968.46	5.04%
原野	25.91	0.07%
墓地	29.00	0.07%
公衆用道路	1763.90	4.52%
里道	2536.29	6.50%
合計	39032.42	

### 3. 指定地一覧

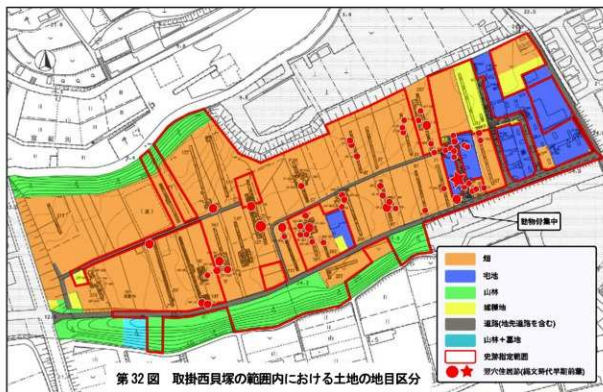
No.	地番	面積(㎡)	地目	指定年月日
1	船橋市麓山満町1丁目1337番2	69.00	畑	令和3年10月11日
2	船橋市麓山満町1丁目1338番2	13.00	畑	令和3年10月11日
3	船橋市麓山満町1丁目1341番2	19.00	畑	令和3年10月11日
4	船橋市麓山満町1丁目1342番2	39.00	畑	令和3年10月11日
5	船橋市麓山満町1丁目1344番1	866.00	山林	令和3年10月11日
6	船橋市麓山満町1丁目1344番2	33.00	山林	令和3年10月11日
7	船橋市麓山満町1丁目1345番2	23.00	畑	令和3年10月11日

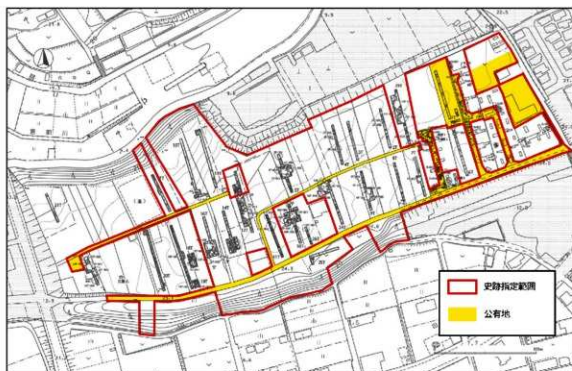
No.	地番	面積(m <sup>2</sup> )	地目	指定年月日
9	船橋市麓山満町1丁目1348番2	23.00	畑	令和3年10月11日
10	船橋市麓山満町1丁目1349番1	198.00	畑	令和3年10月11日
11	船橋市麓山満町1丁目1349番2	16.00	畑	令和3年10月11日
12	船橋市麓山満町1丁目1350番	238.00	山林	令和3年10月11日
13	船橋市麓山満町1丁目1351番	776.00	山林	令和3年10月11日
14	船橋市麓山満町1丁目1352番1	462.00	山林	令和3年10月11日
15	船橋市麓山満町1丁目1352番2	52.00	山林	令和3年10月11日
16	船橋市麓山満町1丁目1353番3	145.00	畑	令和3年10月11日
17	船橋市麓山満町1丁目1353番4	329.00	畑	令和3年10月11日
18	船橋市麓山満町1丁目1353番6	161.00	畑	令和3年10月11日
19	船橋市麓山満町1丁目1353番7	18.00	畑	令和3年10月11日
20	船橋市麓山満町1丁目1353番8	13.00	畑	令和3年10月11日
21	船橋市麓山満町1丁目1353番9	360.00	畑	令和3年10月11日
22	船橋市麓山満町1丁目1354番1	846.00	畑	令和3年10月11日
23	船橋市麓山満町1丁目1354番2	16.00	畑	令和3年10月11日
24	船橋市麓山満町1丁目1355番	495.00	畑	令和3年10月11日
25	船橋市麓山満町1丁目1356番1	809.00	畑	令和3年10月11日
26	船橋市麓山満町1丁目1356番2	2.50	畑	令和3年10月11日
27	船橋市麓山満町1丁目1357番2	13.00	畑	令和3年10月11日
28	船橋市麓山満町1丁目1358番2	13.00	畑	令和3年10月11日
29	船橋市麓山満町1丁目1359番1	918.00	畑	令和3年10月11日
30	船橋市麓山満町1丁目1362番1	930.00	畑	令和3年10月11日
31	船橋市麓山満町1丁目1363番2	13.00	畑	令和3年10月11日
32	船橋市麓山満町1丁目1363番3	207.00	畑	令和3年10月11日
33	船橋市麓山満町1丁目1364番1	846.00	畑	令和3年10月11日
34	船橋市麓山満町1丁目1364番2	13.00	畑	令和3年10月11日
35	船橋市麓山満町1丁目1365番1	936.00	畑	令和3年10月11日
36	船橋市麓山満町1丁目1366番1	70.00	畑	令和3年10月11日
37	船橋市麓山満町1丁目1367番	99.00	畑	令和3年10月11日
38	船橋市麓山満町1丁目1368番	763.00	畑	令和3年10月11日
39	船橋市麓山満町1丁目1369番1	783.00	畑	令和3年10月11日
40	船橋市麓山満町1丁目1369番2	13.00	畑	令和3年10月11日
41	船橋市麓山満町1丁目1370番1	866.00	畑	令和3年10月11日
42	船橋市麓山満町1丁目1370番2	13.00	畑	令和3年10月11日
43	船橋市麓山満町1丁目1371番	839.00	畑	令和3年10月11日
44	船橋市麓山満町1丁目1372番	99.00	畑	令和3年10月11日
45	船橋市麓山満町1丁目1373番	112.00	畑	令和3年10月11日
46	船橋市麓山満町1丁目1374番	849.00	畑	令和3年10月11日
47	船橋市麓山満町1丁目1375番1	839.00	畑	令和3年10月11日
48	船橋市麓山満町1丁目1375番2	13.00	畑	令和3年10月11日
49	船橋市麓山満町1丁目1376番1	809.00	畑	令和3年10月11日

No.	地番	面積(m <sup>2</sup> )	地目	指定年月日
50	船橋市蒔山満町1丁目1376番2	13.00	畑	令和3年10月11日
51	船橋市蒔山満町1丁目1377番	849.00	畑	令和3年10月11日
52	船橋市蒔山満町1丁目1378番	109.00	畑	令和3年10月11日
53	船橋市蒔山満町1丁目1380番1	915.00	畑	令和3年10月11日
54	船橋市蒔山満町1丁目1380番2	16.00	畑	令和3年10月11日
55	船橋市蒔山満町1丁目1381番1	1527.00	畑	令和3年10月11日
56	船橋市蒔山満町1丁目1381番2	412.00	公衆用道路	令和3年10月11日
57	船橋市蒔山満町1丁目1381番5	161.00	畑	令和3年10月11日
58	船橋市蒔山満町1丁目1381番8	13.00	畑	令和3年10月11日
59	船橋市蒔山満町1丁目1381番9	13.00	畑	令和3年10月11日
60	船橋市蒔山満町1丁目1381番11	23.00	公衆用道路	令和3年10月11日
61	船橋市蒔山満町1丁目1381番12	57.00	畑	令和3年10月11日
62	船橋市蒔山満町1丁目1381番13	29.00	公衆用道路	令和3年10月11日
63	船橋市蒔山満町1丁目1381番14	49.00	雑種地	令和3年10月11日
64	船橋市蒔山満町1丁目1381番18	12.00	雑種地	令和3年10月11日
65	船橋市蒔山満町1丁目1381番19	43.00	雑種地	令和3年10月11日
66	船橋市蒔山満町1丁目1381番20	1.95	雑種地	令和3年10月11日
67	船橋市蒔山満町1丁目1382番2	991.00	雑種地	令和3年10月11日
68	船橋市蒔山満町1丁目1382番3	16.00	畑	令和3年10月11日
69	船橋市蒔山満町1丁目1383番1	771.00	公衆用道路	令和3年10月11日
70	船橋市蒔山満町1丁目1383番2	16.00	畑	令和3年10月11日
71	船橋市蒔山満町1丁目1383番3	9.90	公衆用道路	令和3年10月11日
72	船橋市蒔山満町1丁目1383番4	1.96	雑種地	令和3年10月11日
73	船橋市蒔山満町1丁目1383番5	25.00	雑種地	令和3年10月11日
74	船橋市蒔山満町1丁目1384番1	513.00	畑	令和3年10月11日
75	船橋市蒔山満町1丁目1384番11	13.00	公衆用道路	令和3年10月11日
76	船橋市蒔山満町1丁目1384番12	429.00	公衆用道路	令和3年10月11日
77	船橋市蒔山満町1丁目1384番14	30.00	雑種地	令和3年10月11日
78	船橋市蒔山満町1丁目1384番15	2.69	雑種地	令和3年10月11日
79	船橋市蒔山満町1丁目1384番16	528.00	雑種地	令和3年10月11日
80	船橋市蒔山満町1丁目1385番2	26.00	畑	令和3年10月11日
81	船橋市蒔山満町1丁目1386番1	992.12	宅地	令和3年10月11日
82	船橋市蒔山満町1丁目1386番2	439.00	畑	令和3年10月11日
83	船橋市蒔山満町1丁目1386番3	39.00	畑	令和3年10月11日
84	船橋市蒔山満町1丁目1386番5	130.37	宅地	令和3年10月11日
85	船橋市蒔山満町1丁目1386番6	77.00	公衆用道路	令和3年10月11日
86	船橋市蒔山満町1丁目1386番7	1.86	雑種地	令和3年10月11日
87	船橋市蒔山満町1丁目1386番15	247.30	宅地	令和3年10月11日
88	船橋市蒔山満町1丁目1386番19	269.00	雑種地	令和3年10月11日
89	船橋市蒔山満町1丁目1387番1	16.00	原野	令和3年10月11日
90	船橋市蒔山満町1丁目1387番4	9.41	畑	令和3年10月11日

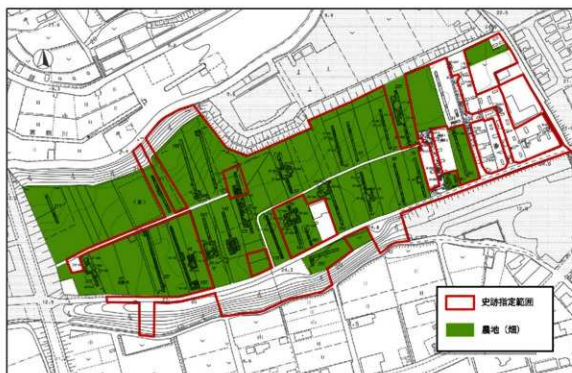
No.	地番	面積(m <sup>2</sup> )	地目	指定年月日
91	船橋市龜山満町1丁目1387番5	13.00	畑	令和3年10月11日
92	船橋市龜山満町1丁目1387番6	16.00	畑	令和3年10月11日
93	船橋市龜山満町1丁目1387番7	16.00	畑	令和3年10月11日
94	船橋市龜山満町1丁目1387番8	13.00	畑	令和3年10月11日
95	船橋市龜山満町1丁目1387番10	26.00	畑	令和3年10月11日
96	船橋市龜山満町1丁目1387番11	13.00	雑種地	令和3年10月11日
97	船橋市龜山満町1丁目1387番13	36.00	畑	令和3年10月11日
98	船橋市龜山満町1丁目1387番15	16.00	畑	令和3年10月11日
99	船橋市龜山満町1丁目1387番16	120.00	畑	令和3年10月11日
100	船橋市龜山満町1丁目1387番18	13.00	畑	令和3年10月11日
101	船橋市龜山満町1丁目1387番19	9.91	原野	令和3年10月11日
102	船橋市米ヶ崎町461番	175.00	山林	令和3年10月11日
103	船橋市米ヶ崎町463番	654.00	山林	令和3年10月11日
104	船橋市米ヶ崎町464番1	418.00	山林	令和3年10月11日
105	船橋市米ヶ崎町465番1	1572.00	畑	令和3年10月11日
106	船橋市米ヶ崎町466番	1920.00	畑	令和3年10月11日
107	船橋市米ヶ崎町468番	459.00	畑	令和3年10月11日
108	船橋市米ヶ崎町480番	115.00	畑	令和3年10月11日
		29.00	墓地	令和3年10月11日
109	船橋市米ヶ崎町482番2	23.00	畑	令和3年10月11日
110	船橋市米ヶ崎町483番2	19.00	畑	令和3年10月11日
111	船橋市米ヶ崎町484番2	23.00	畑	令和3年10月11日
112	船橋市米ヶ崎町485番2	26.00	畑	令和3年10月11日
113	船橋市米ヶ崎町487番2	13.00	畑	令和3年10月11日
114	船橋市米ヶ崎町488番2	6.61	畑	令和3年10月11日
115	船橋市米ヶ崎町489番2	6.61	畑	令和3年10月11日
116	船橋市米ヶ崎町490番1	347.00	畑	令和3年10月11日
117	船橋市米ヶ崎町490番2	6.61	畑	令和3年10月11日
118	船橋市米ヶ崎町491番	1120.00	畑	令和3年10月11日
119	船橋市米ヶ崎町492番	1252.00	畑	令和3年10月11日
120	船橋市米ヶ崎町493番1	350.00	畑	令和3年10月11日
121	船橋市米ヶ崎町493番2	13.00	畑	令和3年10月11日
122	船橋市米ヶ崎町494番1	499.00	山林	令和3年10月11日
123	船橋市米ヶ崎町494番2	29.00	山林	令和3年10月11日
124	船橋市米ヶ崎町495番1	393.00	山林	令和3年10月11日
125	船橋市米ヶ崎町495番2	29.00	山林	令和3年10月11日
126	船橋市米ヶ崎町496番2	9.91	山林	令和3年10月11日
127	船橋市米ヶ崎町497番2	9.91	山林	令和3年10月11日
128	船橋市米ヶ崎町498番2	13.00	山林	令和3年10月11日
129	船橋市米ヶ崎町499番2	3.30	山林	令和3年10月11日
130	船橋市米ヶ崎町500番1	406.00	山林	令和3年10月11日

No.	地番	面積(m <sup>2</sup> )	地目	指定年月日
131	船橋市米ヶ崎町 500 番 2	3.30	山林	令和 3 年 10 月 11 日
132	船橋市米ヶ崎町 501 番 2	6.61	山林	令和 3 年 10 月 11 日
133	船橋市米ヶ崎町 502 番 2	3.30	山林	令和 3 年 10 月 11 日
134	船橋市飯山湖町 1 丁目 1337 番地 2 と 1386 番地 3 に挟まれ、同 1352 番地 2 と 1353 番地 8 に挟まれるまでの道路敷	1170.22	里道	令和 3 年 10 月 11 日
135	船橋市飯山湖町 1 丁目 1353 番地 8 と 1354 番地 2 に挟まれ、同 1379 番地 と 1381 番地 18 に挟まれるまでの道路敷	503.97	里道	令和 3 年 10 月 11 日
136	船橋市米ヶ崎町 465 番地 1 と 492 番地に挟まれ、同 475 番地 と 480 番地に挟まれるまでの道路敷のうち 323.97 m <sup>2</sup>	323.97	里道	令和 3 年 10 月 11 日
137	船橋市米ヶ崎町 493 番地 2 と 494 番地 2 に挟まれ、同 482 番地 2 と 502 番地 2 に挟まれるまでの道路敷	538.13	里道	令和 3 年 10 月 11 日
	合計	39032.42		





第 33 図 取掛西貝塚の史跡指定地内における公有地の範囲



第 34 図 取掛西貝塚における農地利用状況

## 第3章 取掛西貝塚の本質的価値

### 第1節 史跡等の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する概要の価値」とされ、指定説明文に立脚しながら、史跡の本質的価値を総合的に再整理・再確認し明示するものとされています。史跡取掛西貝塚について、指定に値する本質的価値を明確に認識し、関係者間での共通理解とすることは、史跡の保存・活用の原点となります。

したがって、令和3(2021)年の指定説明文とともに、『月刊文化財』第696号に記載されている説明文をもとに、それらから類推し読み取れる内容を含めて本質的価値を検討し明示します。

#### ① 東京湾東岸部最古の貝塚を伴う集落跡

取掛西貝塚は、東京湾奥部では初めて確認された出現期の貝塚です。縄文時代における貝塚の分布状況としては、東京湾東岸部は日本列島で最も貝塚が多く密集する地域です。取掛西貝塚は、そのなかでも希少な最古段階の貝塚であり、この地域における貝塚形成の開始期の状況を知る上でも欠かせない遺跡といえます。加えて、全国的にも数少ない縄文時代早期前葉の貝塚のなかでも、取掛西貝塚では集落と貝塚を同時に検出しており、両者の関係が明らかな事例として特に貴重な遺跡です。

また、取掛西貝塚では縄文時代前期前半の貝塚及び集落も検出されています。つまり、縄文海進の開始期(約1万年前)と、縄文海進の最盛期(約6千年前)という、東京湾の形成史において環境が大きく異なる二つの時期に、貝塚を伴う集落が同じ場所にあります。これら2つの時期を比較すると、動物資源の利用や廃棄について差異があり、縄文人の行動に変化があったものとみられることから、今後の分析・研究の深化により、環境変化に対する縄文人の適応を明らかにしていくことができると考えられます。

#### ② 縄文時代早期前葉で関東最大の集落跡

これまでに取掛西貝塚で確認された、縄文時代早期前葉の竪穴住居跡の分布状況を見ると、東西約320m・南北約100mの範囲に広がり、部分的な発掘調査の範囲内だけでも58棟の竪穴住居跡が確認されています。概ね同時期における他の集落遺跡と比較すると、縄文早期前葉の集落(居住域)としては関東最大級といえる規模です。また、この規模は累積的に形成されたものであり、出土土器からみると集落の帰属時期が3時期に大別され、時期が下るごとに居住域の分布が西から東へ遷移することが確認されました。

#### ③ 縄文時代早期前葉の動物利用や植物利用、精神文化について多様な実態を示す遺跡

取掛西貝塚では、貝層や当時の土壌について自然科学分析を実施した結果、動物・植物の遺存体・痕跡が多数得られています。これらの豊富な手がかりによって、当時の食料や生業活動、生活空間の周辺環境についての推測を可能とする、希少な遺跡です。縄文海進開始期における東京湾奥部の汽水域では、取掛西貝塚の調査成果によって動植物利用の実態が初めて明らかになったといえます。

また、竪穴住居跡の貝層の下からイノシシ・シカの頭骨を集めて火を焚いた跡がみつかっています。単に食料のゴミを捨てただけとは考えにくい特異なあり方であり、当時の人々の精神文化を考える上で大変重要です。



#### <取掛西貝塚の本質的価値の総合的な明示>

縄文時代早期前葉の集落として、東京湾東岸部最古の貝塚と関東最大級の規模をもち、豊富な出土品から当時の生業や精神文化、居住の実態に迫ることのできる希少な遺跡



## 第2節 構成要素の特定

### 1. 構成要素の特定の方法

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての価値（本質的価値）を構成する要素」と「それ以外の要素」という、価値に関わる区分が求められています。

また、本計画では第1章（2）「計画の目的と対象範囲」で示しているように、保護すべき範囲である取掛西貝塚の範囲全体を計画範囲としており、範囲内の史跡指定地外も追加指定や関連する文化財の保存・活用を検討します。したがって、計画範囲全体について、以下のように構成要素として整理します。

#### ●「価値」に関わる部分

史跡の保存・活用（整備）にあたっては、その本質的価値を構成するものとして何があり、一方でそれ以外の構成要素に何があるかを、具体的に把握・整理する必要があります。

本質的価値を構成する要素については、その保存・活用が前提となるものです。また、それ以外の構成要素については一律に捉えるものではなく、様々な要素を内包することから、個々の構成要素について、それぞれの内容や性格、本質的価値との関係を考慮したうえで、把握・整理する必要があります。

このような考え方のもと、以下では本章「（1）史跡等の本質的価値の明示」で示した内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定します。また、史跡の本質的価値を構成する要素以外（その他の要素）については、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関りを考慮して区分します。史跡を構成する要素については、大きく次のA～Eに区分します。

#### A：史跡の本質的価値を構成する要素

- ・「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素

※歴史的な環境を守っていくものとして、その保存・活用を前提とします。指定地外に所在する要素にあつては、指定地外にあるが史跡と同等の価値を有するものとして、その保存・活用を検討します。

#### B～E：史跡の本質的価値を構成する要素（A）以外の諸要素

#### B：史跡の本質的価値と一体的に、又は関連して歴史的環境・資源を構成する要素

- ・取掛西貝塚の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境・資源を構成する要素

※取掛西貝塚の本質的価値を構成する要素との関係を考慮しながら、適切に維持管理するものとして、必要に応じて保存・活用及び整備のあり方、内容を検討します。

#### C：自然環境を構成する要素

- ・史跡指定地及びその周辺における自然的な要素（地形、樹木・森林、その他植生）

※指定地及び周辺における自然的な要素かつ適切に維持管理するものとして、史跡と一体的な景観形成・環境保全を検討します。

#### D：史跡の保存・活用に資する要素

- ・取掛西貝塚に関わるアクセスや案内表示板（サイン類）、説明板、保存施設、管理・便施設ほか。

#### E：その他の要素（A～D以外の要素）

- ・上記のA～D以外で、史跡の保存・活用や景観の保全・形成に関係する要素（史跡との関係で調整が必要な要素、留意事項を含む）、または撤去すべき要素として将来的に除去や移転を検討するもの。

#### ●「範囲」に関わる部分

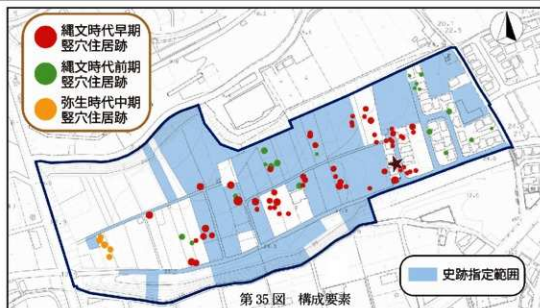
計画の対象とする範囲は第1章（2）「計画の目的と対象範囲」であり、史跡指定地と史跡指定地外（保護すべき範囲）とに区分されます。

## 2. 構成要素

取掛西貝塚の価値に関わる5つの要素（A～E）、範囲に関わる2つの区分（史跡指定地、史跡指定地外（保護すべき範囲））に基づき、下表のとおり構成要素を特定します。

第7表 構成要素

区 分	保護すべき範囲（史跡指定地内・外）の構成要素
A. 史跡の本質的価値を構成する要素 （歴史的な環境として守っていくもの/指定地外にあるが、史跡と同等の価値を有するもの）	縄文時代集落遺跡を構成する遺構（貝塚、竪穴住居跡、土坑、動物骨集中等）
B. 本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素 （適切に維持管理するもの）	弥生時代集落遺跡を構成する遺構 古代集落遺跡を構成する遺構 近世遺構及び石造物 肥溜め
C. 自然環境を構成する要素 （指定地及び周辺における自然的な要素・適切に維持管理するもの）	樹林 自然地形 遺跡が立地する台地地形
D. 史跡の保存・活用に資する要素 （利活用に関連するもの）	史跡説明板・表示板 誘導標識（未設置） 境界標 擁壁
E. その他の要素・史跡とは関わらない諸要素 （将来的に除去や移転を検討するもの）	建物・その他構造物（道路、防火水槽、貯水池、道路標識、ガードレール、電柱・電線、街灯、携帯電話基地局、雨水貯留槽、商業看板） 遺構に悪影響を与える樹木、その他の撤去すべき要素



## 第4章 現状・課題

### 第1節 保存管理

#### 1. 史跡の保護

現状：

- 令和5（2023）年1月現在、取掛西貝塚の保護すべき範囲73,372.40㎡のうち、約53%の39,032.42㎡が史跡に指定されていますが、残りの約47%は未指定であり、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱われています。史跡として保護されていません。
- 史跡指定地のうち、市有地は7,654.51㎡にとどまっており、大部分が民有地であることから、今後の土地利用による遺跡への影響が生じる恐れがあります。
- 史跡指定地内外の民有地は、多くが農地や宅地として利用されており、ただちに史跡の整備・活用をはかることができない状況です。
- 現状では、史跡を保護するための現状変更等の取扱いについて、具体的なルールが明示されていません。

課題：

- 史跡を確実に保存し、継承するためには、保護すべき範囲全体の史跡指定が必要です。
- 史跡の保存活用を進めるため、所有者の同意や関係者の理解を得て、指定地の公有地化を進める必要があります。
- 史跡を適切に保護するため、指定地内外を地区区分し、区分ごとに現状変更等の取扱い方針・基準を示す必要があります。
- 近隣住民の生活環境と調和する取扱い方針・基準を示す必要があります。

#### 2. 史跡の維持管理と保全

現状：

- 市が取得した史跡用地や休耕地などに雑草が繁茂し、隣接する住民や営業者への影響が懸念されます。
- 史跡周囲の傾斜地を含む山林部分にごみの不法投棄が見られます。
- 山林部分の樹木が繁茂し、道路通行の安全への影響が生じる恐れがあります。
- 遺跡周囲の傾斜地・崖地については、擁壁等が設置されていない範囲が土砂災害警戒区域に指定されており、近年、その一部について崩落がみられます。

課題：

- 史跡用地や休耕地などについて草刈り等の維持管理を適切に行う必要があります。
- 不法投棄や樹木の繁茂について、所有者で処理しきれない事例への対応策を検討する必要があります。
- 市民の理解を得た上で、市民参加型の美化活動など市民協働の維持管理方法の実現のための検討が必要です。

- 台地の地形景観がよく残る傾斜地を保全するとともに、崖地の崩落防止の対策が必要です。

## 第2節 活用

### 1. 取掛西貝塚の知名度の向上

現状：

- 令和3（2021）年度市政モニターアンケートの結果、「取掛西貝塚を知っている」「名前は聞いたことがある」と回答した割合が約25%であり、特に10代・20代では約13%とかなり認知度が低いです。史跡の価値と重要性について、市民にあまり知られていません。

課題：

- 史跡の価値と重要性について、広く周知を図る必要があります。
- 近隣住民の理解を得て、現地での活用をすすめる必要があります。

### 2. 新たな価値づけと社会への還元

現状：

- 発掘調査により土器や貝製品、動物骨など学術的価値の高い遺物が出土しています。継続的に学術的研究に取り組んでいます。

課題：

- 出土遺物の研究を行う体制づくりと財政的・人的資源の確保
- 最新の研究成果の市民への還元（刊行物、シンポジウムなど）
- 史跡の新たな価値を掘り出し、社会に還元するとともに日本の歴史研究に寄与する。

### 3. 学校教育での活用

現状：

- 令和4（2022）年度に実施した教職員アンケートの結果、遺跡や文化財を授業に活用したことがある割合は約31%であり、学校教育であまり活用されていない状況です。

課題：

- 学校教育での活用を推進する必要があります。

### 4. 生涯学習での活用

現状：

- 出前講座や講演会を実施しています。
- 船橋市飛ノ台史跡公園博物館で小規模な展示を行っています。

課題：

- 船橋市飛ノ台史跡公園博物館や船橋市郷土資料館を拠点とした生涯学習を推進することが必要です。また、現地に学習拠点を整備し、博物館、公民館など関連施設やふなばし市民大学校との連携が必要です。

## 5. 活用の拡大

現状：

- 講演会の実施は史跡単体での活用にとどまっています。

課題：

- 市内の遺跡や文化財を含めた総合的な活用
- 市域だけでなくより広い地域の視点での活用

## 6. 市民による活用

現状：

- 令和4（2022）年度市政モニターアンケートで「取掛西貝塚にとっても興味がある」「取掛西貝塚に興味がある」市民の割合が約58%と多く、保存や活用するためのイベント等に参加したいと思う割合は約65%でした。
- 市民が主導する活用の取組が行われていません。

課題：

- 「市民の史跡」として、市民参加型の活用方法の検討

## 7. 商業・観光と連携した新たな活用

現状：

- 商業や観光など、新たな視点による文化財活用について、検討・実施していません。

課題：

- 商業・観光と連携した文化財活用方法の検討
- 地元商店街等との連携による商業的な価値の創出に向けた検討
- 観光資源としての取掛西貝塚の魅力向上



写真15 博物館における学校見学



写真16 取掛西貝塚を紹介するパンフレット



写真17 取掛西貝塚講演会（令和3年度）



写真18 取掛西貝塚に関するSNS発信

## 第3節 整備

### 1. 保存のための整備

#### 現状：

- 保護すべき遺構の面までが浅く、保護層が十分でない範囲があります。
- 遺跡の西側は、海老川上流地区土地区画整理事業地や都市計画道路整備地区と接しています。
- 看板などの工作物が今後保護すべき範囲内に存在しています。
- 調査拠点施設の老朽化が進み、作業・保管スペースが不足しています。

#### 課題：

- 史跡の保存のため、保護層が十分でない範囲について、保護方法の検討
- まちづくりと史跡保護が共生する方法を検討し、関係機関等と協議を進める必要があります。
- 史跡の景観を保護するため、工作物等不要な要素の撤去・移転に向けた所有者等との協議の実施
- 調査拠点施設および出土文化財の収蔵保管施設の整備充実を図る必要があります。

### 2. 活用のための整備

#### 現状：

- 船橋市飛ノ台史跡公園博物館では、取掛西貝塚の貝層剥ぎ取り標本の展示のみで、史跡の価値と重要性について、十分に理解することが困難です。
- 史跡へのアクセスサインが整備されていないため、現地の場合がわかりにくい状況です。
- 史跡内の2か所に簡易な説明板が設置されています。
- 史跡指定に同意を得た土地は、保護すべき範囲の約53%です。そのうち公有地は約22%であり、保護すべき範囲全体の約12%にとどまっています。

#### 課題：

- 学習拠点として、船橋市飛ノ台史跡公園博物館や船橋市郷土資料館の展示の充実を図る必要があります。
- 史跡へアクセスしやすい環境の整備
- 現地で見学できる説明板等の設置・充実と活用拠点となる施設の整備
- 市民による活用を推進するための施設整備の検討
- 整備計画を策定するための追加指定・公有地化の長期化
- 学術的課題解決のための発掘調査の実施
- 将来の史跡整備のための発掘調査の実施

## 第4節 運営・体制の整備

現状：

- 地元自治会の代表や学校の教員、博物館等職員は、史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会に参加しています。また、学校教育の所管課にも随時、相談を行っています。
- 各分野の専門家の指導・助言の下、継続的な調査研究を行っています。

課題：

- 土地所有者および地元自治会、博物館等文化財関連部署や庁内外の関連部署との連携体制の構築
- 学校教育における活用を推進する連携体系の構築
- 調査研究推進のための専門家・研究機関等との連携体制の構築



写真 19 現地の簡易説明板（1）

写真 20 現地の簡易説明板（2）

## 第5章 大綱・基本方針

### 第1節 大綱

取掛西貝塚は、グローバルな環境変動に対応し、定住的な新しい生活様式を確立するとともに、日本列島ではじめて貝塚がつくられはじめた約1万年前の生活のあり様がわかる希有でとても重要な遺跡です。さらに約6千年前の気候の最温暖期のムラと貝塚も残されており、全国一の貝塚密集地である東京湾東岸部における貝塚形成の最初期から最温暖期までの様子を今日に残す貝塚でもあります。

また、船橋市は縄文時代にとどまらず、弥生時代から近世、さらには現代に至るまで、歴史・文化の上で海との関わりが深く、取掛西貝塚はそのルーツともいえる遺跡です。船橋は、東京湾東岸部の中でも、貝塚から人々のくらしを通時的に学ぶことができる唯一の地域です。

このような取掛西貝塚の価値や特色については、確実に保存して未来に継承するとともに、現状と課題をふまえながら、計画的かつ実効性のある保存・活用・整備の取組を進めていく必要があります。また、具体的な取組を展開するためには、船橋市が土地所有者をはじめとした関係権利者や関係団体、市民・地域活動団体との連携・協働を図りながら、史跡の保存・活用・整備を支える仕組み・体制を構築する必要があります。

これらの観点とともに、これまでに示してきた取掛西貝塚の本質的価値と構成要素を踏まえ、保存活用計画における大綱を下記のとおり設定します。

**海とともに発展してきた「ふるさと船橋」の歴史的起点である取掛西貝塚を、地域の財産として市民とともに永く伝え、守り、活かす**

### 第2節 基本方針

取掛西貝塚の価値や現状・課題を踏まえるとともに、前述の大綱を考え方の根本に据え、史跡の保存活用計画における基本方針を下記のとおり設定します。

#### 1. 保存管理

**貴重な歴史的財産である取掛西貝塚を恒久的に保存し、未来へ継承する。**

[方向性]

- ・本質的価値を構成する要素の確実な保存（史跡の追加指定と公有地化の推進）
- ・地区区分に基づく保存管理方法の明確化と現状変更等取扱基準の設定
- ・史跡の適切な管理
- ・行政の連携と市民との協働による保存管理



## 2. 活用

様々な活用を通じて、取掛西貝塚の本質的価値をわかりやすく、正しく伝え、その魅力を向上させる。

[方向性]

- ・ 史跡の周知・啓発
- ・ 継続的な調査研究の実施と社会への還元
- ・ 学校教育での活用推進
- ・ 博物館等を拠点とした生涯学習の推進
- ・ 市内の遺跡や文化財を含む総合的な活用
- ・ 市域外を含めた広範な地域の視点からの活用
- ・ 「市民の史跡」として市民参加型活用の推進
- ・ 商業・観光と連携した文化財活用の検討

## 3. 整備

まちづくりにつながる史跡の整備を進める  
活用の方針を達成するために必要な整備を進める

[方向性]

- ・ 学習拠点としての博物館等の整備推進
- ・ 市民が現地にアクセスしやすい環境の整備
- ・ 現地における市民による活用の推進
- ・ 整備計画の検討
- ・ まちづくりにつながる史跡整備の推進
- ・ 史跡の景観の保護
- ・ 調査拠点施設および出土文化財の収蔵保管施設の整備充実

## 4. 運営・体制

取掛西貝塚の適切な保存・活用のため、運営体制を整備する。

[方向性]

- ・ 保存管理・活用の体制づくり
- ・ 市民との連携強化
- ・ 学校教育における活用推進のための体制構築
- ・ 調査研究を推進するための体制整備

第8表 大綱及び各項目の関係性(1)

<大綱>海とともに発展してきた「ふるさと船橋」の歴史的起点である取捨西員塚を、地域の財産として市民とともに水く伝え、守り、活かす

	基本方針		現状	課題
1. 保存管理	貴重な歴史的財産である取捨西員塚を恒久的に保存し、未来へ継承する	(1) 史跡の保護	取捨西員塚の保護すべき範囲73,372.40㎡のうち、約52%の39,032.42㎡が史跡に指定されているが、残りの約47%は未指定であり、無知の埋蔵文化財埋蔵地として取り扱われている。史跡として保護されていない。	史跡を確実に保存し、継承するためには、保護すべき範囲全体の史跡指定が必要である。
			史跡指定地のうち、市有地は7,654.51㎡にとどまっており、大部分が民有地であることから、今後の土地利用による遺跡への影響が生じる恐れがある。また、ただちに史跡の整備・活用をはかることができない状況である。	史跡の保存活用を進めるため、所有者の同意や関係者の理解を得て、指定地の公有地化を進める必要がある。
		(2) 史跡の維持管理と保全	現状では、史跡を保護するための現状変更等の取組みについて、具体的な計画が示されていない。	史跡を適切に保護するため、指定地内外を地区区分し、区分ごとに現状変更等の取扱い方針・基準を必要とする必要がある。近隣住民の生活環境と調和する取扱い方針・基準を示す必要がある。
			・市が取得した史跡用地や休耕地などに雑草が繁茂し、隣接する住民や富貴層への影響が懸念される。 ・史跡周辺の植栽地を含む山林部分にゴミの不法投棄が懸念される。 ・山林部分の樹木が繁茂し、道路通行の安全への影響が生じる恐れがあります。 ・遺跡周辺の植栽地・産地については、雑草等が放置されていない範囲が土砂災害警戒区域に指定されており、近年、その一部について撤廃がみられる。	史跡用地や休耕地などについて草刈等の維持管理を適切に行う必要がある。  台地の地形景観がよく残る植栽地を保全するとともに、崖地の脆弱化の対策が必要である。  不法投棄や樹木の繁茂について、所有者で処理しきれない事例への対応策を検討する必要がある。  市民の理解を得た上で、市民参加型の美化活動など市民協働の維持管理方法の検討
2. 活用	様々な活用を通して、取捨西員塚の本質的価値をわかりやすく、正しく伝え、その魅力を向上させる	(1) 取捨西員塚の知名度の向上	令和3年度市政モニターアンケートの結果、「取捨西員塚を知っている」「名前を知っている」と回答した割合が約25%であり、特に10代・20代では約13%とかなり認知度が低い。史跡の価値と重要性について、市民にあまり知られていない。	史跡の価値と重要性について、広く認知を図る必要がある。近隣住民の理解を得て、現地での活用をすすめる必要がある。
		(2) 新たな価値づくりと社会への還元	発掘調査により土器や貝製品、動物骨など学術的価値の高い遺物が出土している。 継続的に学術的研究に取り組んでいる	出土遺物の研究を行う体制づくりと財政的・人的資源の確保。最新の研究成果の市民への還元(刊行物、シンポジウムなど)史跡の新たな価値を掘り出し、社会に還元するとともに日本の歴史研究に寄与する。
		(3) 学校教育での活用	令和4年度に実施した教職員アンケートの結果、遺跡や文化財を授業に活用したことが約31%と学校教育であまり活用されていない。	学校教育での活用を推進する必要がある。
		(4) 生涯学習での活用	出前講座や講演会を実施している。 飛ノ台史跡公園博物館で小規模な展示を行っている。	飛ノ台史跡公園博物館や郷土資料館を拠点とした生涯学習を推進することが必要である。 現地に学習拠点を整備し、博物館、公民館など関連施設やならびに市民大学校と連携をはかる。
		(5) 活用の拡大	講演会の実施は史跡単体での活用にとどまっている。	市内の遺跡や文化財を含めた総合的な活用 市場だけでなくより広い地域の視点での活用
		(6) 市民による活用	・令和4年度市政モニターアンケートで「取捨西員塚にとても興味がある」「取捨西員塚に興味がある」市民の割合が約58%と多く、保存や活用するためのイベント等に参加したいと思う割合は約65%であった。 ・市民が主導する活用の取組が行われていない。	「市民の史跡」として、市民参加型の活用方法を検討する
(7) 商業・観光と連携した新たな活用	商業や観光など、新たな視点による文化財活用について、検討・実施していない。	商業・観光と連携した文化財活用方法の検討 地元商店街等との連携による価値の創出に向けた検討 観光資源としての取捨西員塚の魅力向上		

方向性	方法
①本質的な価値を構成する要素の確実な保存 (史跡の追加指定と公有地化の推進)	<追加指定>土地所有者の同意を得て追加指定を進める
	<公有地化>土地所有者の同意を得て史跡用地取得を進める
②地区区分に基づく保存管理方法の明確化と現状変更取扱基準の設定	現状変更の基準を定める。指定地外の管理についても方針を定める。
	道跡内の道路・上下水道・電気などのライフライン整備については関係部署・機関と連携体制をつくって協議し、共生できる方法で進める
①史跡の適切な管理	草刈・樹木剪定・囲いの設置など、史跡用地を適切に管理する
	崩落防止を調査・検討し、崩落もしくは崩落の危険が極めて高いときは防止の措置を実施する
②行政と市民の協働による保存管理	<行政との連携>市有地外の管理について、所有者の負担を軽減できるよう、行政で連携して方法を検討し実施する
	<市民協働>市民の理解を得た上で、市民参加型の美化活動など市民協働の維持管理方法を検討し、実現化を目指す
史跡の周知・啓発	史跡の普及刊行物の配布や出前講座・講演会の実施、SNS等Web発信の取組の充実を図り、継続して実施することで、幅広い世代に史跡の周知・啓発を図る。近隣住民の理解を得た上で現地での活用を進める。
継続的な調査研究の実施と社会への還元	史跡の学術的な調査研究を進め、新たな道跡の価値を掘り出し、講演会や刊行物等普及事業により社会に還元するとともに、日本の歴史研究に寄与する調査結果や調査対象資料に研究者がアクセスできる環境を整え、学術連携を進める
学校教育での活用推進	学校教員に史跡の価値と重要性について知ってもらい、連携して教材等の開発や授業での利用方法を検討し、実施する。
	社会科・総合学習等さまざまな教科の授業で活用できる教材(刊行物、レブリカ、動画など)を作成し、出前授業の枠組みを構築する。
	社会科以外でも活用できる教材の作成や出前授業の枠組みを構築する。
博物館等を拠点とした生涯学習の推進	史跡のガイドナシ的機能をはたすため、船橋市港/台史跡公園博物館や船橋市郷土資料館の展示等の更新・充実を検討し、実施する。また、博物館・資料館を学習拠点の核として、史跡現場やふなばし市史大高校、商工公民館や図書館、ふなばし三善源理博学習館などのネットワーク化を検討し、整備を進める。現地では、文化課取組西貝塚分室の学習拠点化を推進する。
①市内の道跡や文化財を含む総合的な活用	海とふなばしの関係を軸に様々な道跡や文化財、文化とつなげた総合的な活用をはかる。総合的な活用は、文化財保存活用地域計画の策定により推進をはかる。
②市域外を含めた広範囲な地域の視点からの活用	歴史跡長をもち他自治体等との連携など、市外の道跡と関連した活用を検討し、実現化を目指す。
「市民の史跡」として市民参加型活用の推進	近隣住民や市民が参加する活用を検討し、実現を目指す。
商業・観光と連携した文化財活用の検討	他史跡などの見学ツアーや観光体験イベントなど、本長理と関連づけた商業・観光に寄与する活用を企画し、推進する。

第8表 大綱及び各項目の関係性(2)

	基本方針		現状	課題
3. 整備	3-1. まちづくりにつながる史跡の整備を進める	(1) 保存のための整備	保護すべき遺構の面までが浅く、保護層が十分でない範囲がある。	史跡の保存のため、保護層が十分でない範囲について、保護方法の検討
			遺跡の西側は、海老川上流地区土地区画整理事業地や都市計画道路整備地区と接している。	まちづくりと史跡保護が共生する方法を検討し、関係機関等と協議を進める必要がある
			看板などの工作物が今後保護すべき範囲内に存在する。	史跡の景観を保護するため、工作物等不要な要素の撤去・移転に向けた所有者等との協議の実施
			調査拠点施設のお朽化が進み、作業・保管スペースが不足している	調査拠点施設および出土文化財の収蔵保管施設の整備充実を図る必要がある
	3-2. 活用の方針を達成するために必要な整備を進める	(2) 活用のための整備	飛ノ台史跡公園博物館では、取捨西貝塚の貝層剥ぎ取り標本の展示のみであり、史跡の価値と重要性について、十分に理解できない。	学習拠点として、飛ノ台史跡公園博物館や郷土資料館の展示の充実を図る
史跡へのアクセスサインが整備されていないため、現地の場合がわかりにくい。			史跡へアクセスしやすい環境の整備	
史跡内の2か所に簡易な説明板が設置されている			・現地で見学できる説明板等の設置・充実と活用拠点となる施設の整備 ・市民による活用を推進するための施設整備の検討	
指定に同意を得た土地は保護すべき範囲の約53%、そのうち、公有地は約22%であり、保護すべき範囲全体の約12%にとどまっている。			整備計画を策定するための追加指定、公有地化の長期化 学術的課題解決のための発掘調査の実施 将来的な史跡整備のための発掘調査の実施	
4. 運営体制	取捨西貝塚の適切な保存活用のため、運営体制を整備する	運営体制の整備	地元自治会の代表、学校の教員、博物館等職員は、史跡取捨西貝塚保存活用計画策定委員会に参加している。また、学校教育の所管課にも随時、相談を行っている。	・土地所有者および地元自治会、博物館等文化財関連部署や庁内外の関連部署との連携体制の構築 ・学校教育における活用を推進する連携体系の構築
			各分野の専門家の指導・助言の下、継続的な調査研究を行っている。	調査研究推進のための専門家・研究機関等との連携体制の構築

方向性	方法
4 整備計画の検討	公有地化が進んだ将来に算定する整備計画について調査・検討する
①まちづくりにつながる史跡整備の推進	〈まちづくりと史跡保存の共生〉関連部署との協議により、まちづくりと史跡保存が共生する方法を検討し、進める
②史跡の景観の保護	〈史跡の景観保護〉所有者に史跡の保護を啓発し、工作物の除去・移転の協議を所有者とすめる
③調査拠点施設および出土文化財の収蔵保管施設の整備充実	調査拠点である埋蔵文化財調査事務所の移転も含めた施設整備など、出土品をより適切に収蔵・保管するための環境を整備する
①学習拠点としての博物館等の整備推進	船橋市史/台史跡公園博物館、船橋市郷土資料館の館内展示の充実・更新に必要な施設整備を検討し、推進する。また、調査拠点である埋蔵文化財調査事務所の整備充実により、出土文化財の収蔵管理施設の集約・充実を図るとともに、市内の発掘調査成果や出土文化財に研究者や市民がアクセスしやすい環境を整える。
②市民が現地へアクセスしやすい環境の整備	近隣住民の快適な住環境と共生を図りながら、案内板の設置やトイレ・駐車場の設置など市民が訪れやすい環境を検討し整備する
③現地における市民による活用推進	遺跡内の土地所有者や近隣住民の理解を得た上で、説明板の設置や史跡用地を利用した活用方法を検討し、必要な整備を推進する
4 整備計画の検討	公有地化が進んだ将来に算定する整備計画について調査・検討する
①保存管理・活用の体制づくり	文化財関連部署や庁内外関連部署との連携体制を構築する。 博物館連絡協議会を通して、文化財(文化財保護係・埋蔵文化財調査事務所)、船橋市郷土資料館、船橋市史/台史跡公園博物館などの文化財関連部署との連携を強化し、体系化した活用を目指す。
②市民との連携強化	管理団体である船橋市が、市民、近隣住民、土地所有者、地域活動団体などと連携・協働しながら、史跡を将来にわたって保存・活用していく体制を整える。
③学校教育における活用推進のための体制構築	未来を担う子ども達に取捨西員塚の価値に触れ、後世に伝えていけるよう、市内の学校教育現場で、市内小中学校への情報や教材提供に努めることとし、取捨西員塚を学校教育に積極的に活用できるように、連携体制の充実に向けた、学校教員や学校教育所管課と文化財関連部署で、教材の開発や授業での指導案など具体的な学校教育での活用方法を検討し、実施するための体制を構築する。
④調査研究を推進するための体制整備	取捨西員塚に関する調査・研究を継続的に行い、史跡の本質的価値に関する保存・活用・整備を効果的に実施できるよう、教育・研究機関、学識経験者、専門家、他自治体(博物館)等と相互的な協力・支援を図り、組織的・人的ネットワークの構築に努める。各分野の専門家の指導・助言を受け、船橋市文化財審議会の意見をききながら調査研究を計画的に進める。

## 第6章 保存（保存管理）

### 第1節 方向性

**基本方針：貴重な歴史的財産である取掛西貝塚を恒久的に保存し、未来へ継承する。**

#### 1. 本質的な価値を構成する要素の確実な保存

取掛西貝塚の本質的価値を確実に保存するために、史跡指定範囲及び保護を要する範囲の全体について指定及び公有地化を目指す。

#### 2. 地区区分に基づく保存管理方法の明確化と現状変更等取扱基準の設定

本質的価値を有する要素を確実に保護し、次世代へ継承していくために、史跡指定範囲やその周辺地域について保存管理のための地区区分を設定し、地区ごとの保存管理の方法と現状変更等の取扱基準を定める。

#### 3. 史跡の適切な管理

雑草の繁茂を防ぎ、遺跡内の美化を維持する。また、傾斜地の崩落防止措置の検討を行う。

#### 4. 行政の連携と市民との協働による保存・管理

史跡の保存活用及び整備事業は本市における重要事業であるとの認識を、庁内関係部署と共有し、連携体制を整える必要がある。また、近隣住民をはじめとする市民と、史跡のもつ価値を共有し、地域にとってかけがえのない重要な財産であるとの共通理解のもと、行政と市民の協働による保存・管理に向けた連携体制を構築する。

### 第2節 方法

史跡を現地において恒久的に保存し管理していくために、保存管理に向けた地区区分を設定する。設定した地区区分ごとに、建築物・工作物の新增改築や、道路等の改修、土木工事などの現状変更を伴う行為についての取扱い基準を定めることで、取掛西貝塚の適切な保存管理を図る。

#### 1. 地区設定

計画対象範囲において、第37図のとおり、A～D地区までの4地区の区分を設定する。地区の性格、所有の状況等については、第9～10表に示す。

##### (1) 史跡指定地

史跡取掛西貝塚として指定された範囲である。

##### (2) 未指定地

土地の利用状況に応じて、B・C・D地区の3地区に区分する。

## 2. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

文化財保護法第125条の規定に基づき、史跡指定地において、建築物や工作物の新築・改修、土地の改変、樹木の伐採等等、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、許可申請の不要な維持の措置や災害等の応急措置の場合を除いて、文化庁長官の許可あるいは権限移譲を受けた船橋市教育委員会の許可を受けなければならない。この手続きには時間を要するため、計画の早い段階で船橋市教育委員会に相談し、余裕をもって事前の協議・調整を行う必要がある。

現状変更の対象及び内容は多様であることから、許可申請に係る手続きを円滑化し、史跡に影響を及ぼす行為を未然に防止するため、あらかじめ現状変更取扱基準を定める。



また、指定地内の耕作地等において、従来の土地利用状況を継続する日常的な営農や維持管理行為については、史跡の保存への影響が軽微であるものに限り許可申請を不要とする。ただし耕作等については、遺構が位置する土層の深度に到達しない範囲での掘削にとどめるものとする。

### (1) 地区区分ごとの具体的な保存管理の手法

第9～10表のとおり、現状変更許可区分及び地区区分ごとに、現状変更等の取扱、発掘調査の方法について定める。

## (2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

A地区は指定地内であり、原則として、史跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更は認めない。ただし、既存の工作物・道路等に関しては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のないもの限り、現状変更を認める。

B・C・D地区は保護すべき範囲に含まれているが、追加指定までは文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の扱いとなる。遺構が確認された場合は、土地所有者等の理解と協力のもと、可能な限り、現状保存を図る。追加指定後は、A地区と同様の扱いとなる。

### 3. 追加指定

指定地外のB・C・D地区については保護すべき範囲に含まれており、取掛西貝塚保護のために土地所有者へ遺跡保護に対する理解・協力を求めるとともに、史跡指定の同意が得られた土地については、順次、史跡の追加指定を行う。

### 4. 公有地化

史跡指定地（追加指定した場合を含む）については、土地所有者の同意を得て、土地の公有地化を図る。

### 5. 維持管理

史跡指定地やその周辺については、草刈、樹木剪定、囲いの設置など適切に維持管理を行う。また、市民参加型の美化活動など市民協働の維持管理方法を検討し、実現化を目指す。市有地外の管理について、所有者の負担を軽減できるよう、行政連携による方法を検討する。傾斜地の崩落防止策を調査・検討し、崩落、もしくは崩落の危険が極めて高いときは、防止の措置を実施する。



第9表 各地区における現状変更等の取り扱い基準（1）

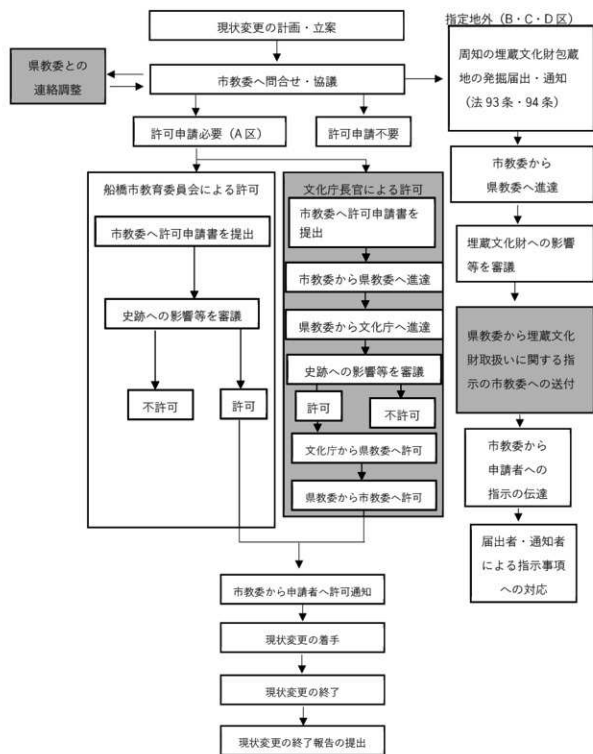
地区区分	A地区 史跡指定エリア
地区の性格	主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 地下に遺構・遺物が良好な状態で保存されていると予想される。 斜面部は史跡の位置する台地の良好な景観を形成している。
所有の状況等	・ 公有地、私有地 ・ 建築物が1棟建つ
保存管理の方針	・ 遺構の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更は、原則として認めない。 ・ ただし、既存の建築物・工作物・道路等に関しては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のないものに限り、現状変更を認める。 ・ 遺構・遺物を確実に保護するとともに、史跡の価値を広く共有するための保存活用整備を推進する。
建築物	・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。 ・ ただし、仮設的なものや期限が定められたものについては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のない範囲で認める。 ・ 除去にあたっては、地下遺構に影響のないよう留意して行う。
工作物	・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。 ・ ただし、簡易なものや既設工作物の設置範囲内に限定して設置するものは、地下遺構に影響のないものに限り認める。 ・ 既設工作物の改修は、地下遺構に影響のないものに限り認める。 ・ 除去にあたっては、地下遺構に影響のないよう留意して行う。 ・ ただし非常災害に伴う応急措置については、この限りでない。
地形改変	・ 地形の改変は、原則として認めない。 ・ ただし、史跡の保存活用に資するものに限り認める。
道路	・ 新設・拡張は、史跡の保存活用を目的としたもの以外は、原則として認めない。 ・ 既存道路の改修は、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のない範囲で認める。 ・ 既存道路の撤去は、地下遺構に影響のないよう留意して行う。
植栽	・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新規植栽は、原則として認めない。 ・ ただし、小規模なものは地下遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。 ・ 遺構等に影響がある樹木については伐採を認める。 ・ 伐根は地下遺構の保護と史跡の景観保全に配慮したものに限り認める。
発掘調査	・ 史跡の調査研究・保存活用を目的とするものは認める。
追加指定	—
公有地化	・ 原則、公有地化を図る

第10表 各地区における現状変更等の取り扱い基準（2）

地区区分	B地区 (宅地・畑地・雑種地等 未指定)	C地区 (山林・斜面 未指定)	D地区 (畑地・山林・斜面 未指定)
地区の性格	<p>主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、今後、保護を要する地区である。</p> <p>地下に遺構・遺物が良好な状態で保存されていると予想される。</p> <p>史跡に指定されていない</p>	<p>史跡が存在する台地の良好な景観を形成する</p> <p>史跡に指定されていない。</p>	<p>史跡が存在する台地の良好な景観を形成する</p> <p>史跡に指定されていない。</p> <p>都市計画道路区域</p>
所有の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地、公有地</li> <li>・建築物・工作物が存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地、公有地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地、公有地</li> </ul>
保存管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いを原則とするが、土地所有者等の理解と協力の下、可能な限り、現状保存を図る。</li> </ul>		
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認調査を実施した上で、遺構が検出された場合は、現状保存を求める</li> </ul>		
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物設置場所の確認調査（軽微な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、遺構面を保護できる範囲で工事を実施することを求める</li> </ul>		
地形改変	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、確認調査を実施した上で、遺構が検出された場合は、適切な保存ができるように関係者と協議を行う。</li> <li>・崩落防止のほか、史跡の保存活用に資するものは認める</li> </ul>		
道路（私道・農道を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市等の関係部局に、史跡の保護等について理解と協力を求める。</li> <li>・地権者・管理者に地下遺構の保護や史跡の景観保全等について理解と協力を求める。</li> <li>・都市計画道路（県道拡幅）については、史跡の保存と両立できるように関係機関と協議を行う。</li> </ul>		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者・管理者に地下遺構の保護や史跡の景観保全等について理解と協力を求める。</li> </ul>		
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更等の際は、工事計画に応じて発掘調査を実施する。その結果、重要な遺構が発見された場合は、原則、現状保存を求める。</li> </ul>		
追加指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者と協議の上、条件が整ったものは追加指定する。追加指定後は、原則、公有地化を図る。</li> </ul>		
公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加指定範囲について公有地化する。</li> </ul>		

第 11 表 現状変更等の行為に対する許可申請区分

許可申請区分 (A区)		行為の内容	想定される主な具体例
文化庁長官	文化財保護法 第 125 条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋・工場等の増改築、除去等</li> <li>・道路・擁壁等の改修（既撤削範囲内での実施に限る）</li> <li>・地形の変更を伴う掘削・盛土・切土等の行為</li> <li>・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為</li> </ul>
船橋市教育委員会	文化財保護法 施行令第 5 条 第 4 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 か月以内の期間に限って設置される小規模建築物の新築・増改築・除去</li> <li>・工作物の設置、改修、除去</li> <li>・土地の形状の変更を伴わない道路の修繕</li> <li>・既設埋設物（給水管・排水管等）の改修、除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設プレハブ等の設置</li> <li>・電柱等の改修（既撤削範囲内での実施に限る）</li> <li>・既設排水管・給水管の修繕等（既撤削範囲内での実施に限る）</li> <li>・道路の舗装等の補修、オーバーレイ（掘削・盛土・切土等の行為を伴わないものに限る）</li> <li>・景観に大きく影響を与えない範囲の木竹の伐採</li> </ul>
許可申請不要	維持の措置 文化財保護法 第 125 条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急処置、復旧が困難な場合の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構が損壊した場合、もしくはその恐れのある場合の復旧・応急措置・危険除去等（当該箇所への盛土による保護や土のう設置等による養生等）</li> </ul>
	非常災害のために必要な応急措置 文化財保護法 第 125 条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害時、もしくはその発生が予測される場合に緊急にとられる応急措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂崩れ、倒壊した工作物等の除去</li> <li>・倒木、危険木等の伐採・除去</li> <li>・住宅地・耕作地に流入した土砂の撤去</li> <li>・崩落の恐れのある傾斜地へのシートの設置</li> <li>・遺構へ影響しない簡易な防護柵等の設置</li> </ul>
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な維持管理行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作等の営農行為</li> <li>・資材等の仮置き</li> <li>・水路・側溝等の清掃管理</li> <li>・日常的な木竹の伐採・剪定・下草刈り</li> <li>・道路の維持管理に必要な補修・小修繕等</li> </ul>



第 38 図 現状変更等の許可申請フロー

## 第7章 活用

### 第1節 方向性

**基本方針：様々な活用を通じて、取掛西貝塚の本質的価値をわかりやすく、正しく伝え、その魅力を向上させる。**

#### (1) 史跡の周知・啓発

幅広い世代に史跡の周知を図るため、普及資料の作成・配布を行い、講演会・展示・見学会を開催し、SNS等での発信を継続・充実させる。また、現地で史跡の本質的価値を体感・体験できる機会の充実に努める。

#### (2) 新たな価値づけと社会への還元

史跡の学術的な調査研究を進め、新たな遺跡の価値を掘り出し、講演会や刊行物等普及事業により市民に還元するとともに、日本の歴史研究に寄与する。

調査結果や調査対象資料に研究者がアクセスできる環境を整え、学術連携を進める。

#### (3) 学校教育での活用推進

次世代の担い手となる子供たちが、学校で史跡の重要性や価値を学んで「ふるさと船橋」に愛着をもつことができるように、学校教育での活用を推進する。

#### (4) 博物館等を拠点とした生涯学習の推進

生涯学習の拠点として博物館・資料館の展示等の充実をはかり、現地や生涯学習施設との連携により、生涯学習の推進をはかる。

#### (5) 市内の遺跡や文化財を含む総合的な活用

市内の遺跡や周辺の文化財も含めた文化財保存活用地域計画の策定など、地域における総合的な活用を検討する。さらに国史跡貝塚を持つ他自治体等との連携など、市域にとどまらない、より広範な地域の視点からの活用を検討し、実現化を目指す。

#### (6) 「市民の史跡」としての活用

市民が主役の史跡活用を目指す。

市民参加型の活用の検討を行い、実現を目指す。

#### (7) 商業・観光と連携した文化財活用方法の検討

商業・観光と連携した文化財の活用について検討を進める。

将来の史跡整備計画の策定に際し、商業・観光と連携した史跡活用の視点も取り入れるよう検討する。

## 第2節 方法

### (1) 史跡の周知・啓発

これまでも史跡の普及刊行物の配布や出前講座・講演会の実施、SNS等Web発信に取り組んでいるが、さらに充実を図り、継続して実施することで、幅広い世代に史跡の周知・啓発を図る。土地所有者や近隣住民の理解を得た上で、現地での活用を進める。

<短期>

- ・継続研究の成果を刊行し、講演会やシンポジウム、展示等により市民に還元する。
- ・普及刊行物の配布、出前講座や講演会の実施、Web発信に継続的に取り組む
- ・現地での活用事業を試行する

<中・長期>

- ・短期での取組を必要に応じて見直しながら、継続する
- ・現地活用事業を実施し、必要な施設の整備に取り組む

### (2) 継続的な調査研究の実施と社会への還元

史跡の学術的な調査研究を進め、新たな史跡の価値を掘り出し、講演会や刊行物等普及事業により社会に還元するとともに、日本の歴史研究に寄与する。

調査成果や調査対象資料に研究者がアクセスできる環境を整え、学術連携を進める。

<短・中・長期>

- ・専門家の指導・助言を受け、計画的に継続研究を実施する
- ・成果を刊行物やシンポジウム、企画展示等で継続的に市民に還元する

### (3) 学校教育での活用推進

社会科・総合学習等さまざまな教科の授業で活用できる教材（刊行物、レプリカ、動画など）を作成し、出前授業の枠組みを構築する。学校教員に史跡の価値と重要性について知ってもらい、連携して教材等の開発や授業での利用方法を検討し、実施する。

<短期>

- ・学校教員に史跡の価値と重要性を知ってもらう取組の推進
- ・学校と連携し、教材等の開発や授業での利用方法を検討し、試行する。まず、社会科から取組をはじめ
- ・地元の小学校を中心に授業での活用を試行する
- ・出前授業の実施

<中期>

- ・学校での活用方法を確立し、実施校を拡大する
- ・社会科以外のさまざまな教科での活用を検討し、推進する

#### (4) 博物館等を拠点とした生涯学習の推進

史跡のガイドランス的機能をはたすため、船橋市飛ノ台史跡公園博物館や船橋市郷土資料館の展示等の更新・充実を検討し、実施する。また、博物館・資料館を学習拠点の核として、史跡現地やふなばし市民大学校、周辺公民館や図書館、ふなばし三番瀬環境学習館などとのネットワーク化を検討し、整備を進める。現地では、文化課取掛西貝塚分室の学習拠点化を推進する。

##### <短期>

- ・既存施設をいかした活用を推進する
- ・現地の文化課取掛西貝塚を拠点とした活用の推進
- ・博物館やふなばし三番瀬環境学習館等関連施設と連携した活用事業の実施
- ・関連施設等とのネットワーク化の検討

##### <中期>

- ・船橋市飛ノ台史跡公園博物館の展示更新・充実の検討
- ・関連施設等とのネットワークによる活用推進
- ・将来の市の博物館の構想についての検討

##### <長期>

- ・船橋市飛ノ台史跡公園博物館の展示更新
- ・構想に基づく博物館施設の整備・充実

#### (5) 市内の遺跡や文化財を含む総合的な活用

海とふなばしの関係を軸に様々な遺跡や文化財、文化とつなげた総合的な活用をはかる。総合的な活用は、文化財保存活用地域計画の策定により推進をはかる。

より広範な地域の視点による活用として、国史跡貝塚をもつ他自治体等との連携など、市外の遺跡と関連した活用を検討し、実現化を目指す。

##### <短期>

- ・文化財保存活用地域計画の検討・策定
- ・「海とふなばし」をテーマとする活用事業の立案・試行
- ・国史跡貝塚をもつ他自治体等との連携について検討・試行

##### <中期>

- ・「(仮)船橋市文化財保存活用地域計画」に基づく事業の実施
- ・「海とふなばし」をテーマとする活用事業の実施
- ・国史跡貝塚をもつ他自治体等と連携した活用事業の実施

##### <長期>

- ・必要に応じて見直しをしながら、短・中期での取組を継続

#### (6) 「市民の史跡」としての活用

近隣住民や市民が参加する活用を検討し、実現を目指す。

<短期>

- ・近隣住民や市民と意見交換等を行い、市民参加型の活用方法の検討・試行

<中・長期>

- ・必要に応じて見直しをしながら、市民参加型の活用を実施

#### (7) 商業・観光と連携した文化財活用の検討

他史跡などの見学ツアーや縄文体験イベントなど、本貝塚と関連づけた商業・観光に寄与する活用を企画し、活用を推進する。

<短期>

- ・商業・観光と連携した活用の検討をするため、商店街等との連携を図る。

<中・長期>

- ・将来の史跡整備計画策定の際に、商業・観光と連携した史跡活用の視点を取り入れることができるように検討を進める。



## 第8章 整備

### 第1節 方向性

**基本方針：まちづくりにつながる史跡の整備を進める  
活用の方針を達成するために必要な整備を進める**

#### (1) 学習拠点としての博物館等の整備推進

学習拠点として船橋市飛ノ台史跡公園博物館や船橋市郷土資料館の展示の充実、調査拠点施設の整備充実による出土文化財収蔵管理の集約化を図り、出土文化財の公開活用を推進する。

#### (2) 市民が現地にアクセスしやすい環境の整備

#### (3) 現地における市民による活用の推進

#### (4) 整備計画の検討

公有地化が進んだ将来に策定する整備計画について調査・検討する。

#### (5) まちづくりにつながる史跡整備の推進

まちづくりと史跡保存が共生する方法を検討し、推進する  
史跡の景観を保護する

#### (6) 調査拠点施設および出土文化財の収蔵保管施設の整備充実

### 第2節 方法

#### (1) 学習拠点としての博物館等の整備推進

学習拠点として、船橋市飛ノ台史跡公園博物館や船橋市郷土資料館の展示の充実・更新に必要な施設整備を検討し、推進する。また、調査拠点である埋蔵文化財調査事務所について、整備充実により、出土文化財の収蔵管理施設の集約化を図るとともに、市内の発掘調査成果や出土文化財に研究者や市民がアクセスしやすい環境を整え、出土文化財の公開活用を推進する。

短・中期では、既存博物館等施設の充実をはかりながら、将来的な市の博物館構想について、検討を進める。将来、本貝塚の出土品が重要文化財に指定された時に適切に保存公開ができるように、文化庁の重要文化財公開承認施設の基準に適合するような展示保管施設の設置について検討を行う。

<短・中期>

- ・埋蔵文化財調査事務所の充実および機能強化と出土文化財の収蔵管理施設の整備充実
- ・既存博物館等施設充実および将来的な市の博物館構想の検討
- ・出土品が重要文化財指定された時に適切に保存公開ができる展示保管施設設置の検討

#### <中期>

- ・船橋市飛ノ台史跡公園博物館の展示リニューアルの計画策定

#### <長期>

- ・船橋市飛ノ台史跡公園博物館の展示リニューアル整備
- ・検討した市の博物館構想による展示保管施設の更新・設置

### (2) 市民が現地にアクセスしやすい環境の整備

近隣住民の快適な住環境と共存を図りながら、案内板の設置やトイレ・駐車場の設置など市民が訪れやすい環境を検討し、整備する。

<短・中期>案内板、誘導サイン等整備

<中・長期>トイレ・駐車場の設置など

### (3) 現地における市民による活用の推進

遺跡内の土地所有者や近隣住民の理解を得た上で、説明板の設置や史跡用地を利用した活用方法を検討し、必要な整備を推進する

<短期>現地活用の検討・試行

<中期>現地活用の実施と見直し検討。必要な施設整備の検討

<長期>現地活用の実施と施設整備

### (4) 整備計画の検討

公有地化が進んだ将来に策定する整備計画について調査・検討する。ある程度公有地化が進んだ中期（6～10年）の段階で、部分整備について検討する。現時点では、実際の整備計画策定は、1次保存活用計画期間10年を終えたあとの長期の時期を想定している。以下に短期的な活用イメージと将来の整備イメージについて示す。

#### ① 短期的な活用イメージ

将来的な目標とする範囲の追加指定及び公有化には相当の期間が見込まれることから、長期的なイメージを踏まえつつも、短期的な施策としては既に公有化されている範囲を活用することで、取掛西貝塚の本質的価値を知り、体感できるように努める。

公有地化と同時に取得した既存建物（現・文化課取掛西貝塚分室）及び敷地内広場を現地での活用事業の拠点として利用し、取掛西貝塚の本質的な価値を伝える場として、ミニ展示等による活用を図る。

取得済みの公有地は、隣接して住宅地や畑地などの民有地が広がることから、周辺住民の生活に配慮したうえで、体験事業を実施する（例：縄文時代に利用した植物品種の栽培、遺構配置のAR表示など。栽培にあたっては地元農業従事者の協力が望ましい）。なお、民有地の所有者・管理者の理解と協力が得られた場合は、周辺の民有地でも体験事業を実施する。

#### (ア) 将来の整備イメージ

将来的には、遺跡全体を指定及び公有地化のうえで一体的に整備し、縄文時代早期前葉を通じて累積的に形成された集落の規模や、同時的に存在した縄文ムラのまとまりを視

認・体感できるような整備イメージを現時点では考えている。具体的には、整備基本計画の策定の中で検討することとなるが、現時点でのひとつの整備イメージを以下に示します。

将来的な活用・整備ゾーニングのイメージ（案）

ア）遺構復元エリア（史跡内）

遺構の各種復元表示、史跡標柱、解説用工作物、案内板、説明板など

イ）体験エリア（史跡内）

体験広場、憩いの広場など

ウ）バッファゾーン（史跡内）

景観保持のための植栽など

エ）便益ゾーン（史跡外）

展示・ガイダンス機能を持つ施設、駐車場など

（５）まちづくりにつながる史跡整備の推進

関連部署との協議により、まちづくりと史跡保存が共生する方法を検討し、進める。

史跡の景観を保護するため、所有者に史跡の保護を啓発し、工作物の撤去・移転の協議を所有者とすすめる。

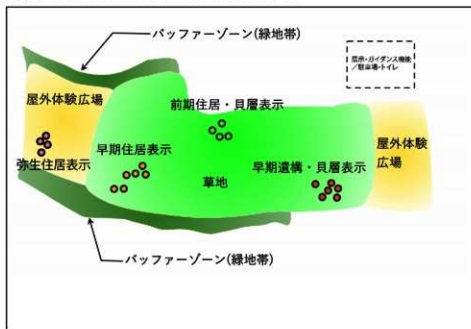
<短期>まちづくりにつながる史跡整備方法の検討・協議

<中期>整備計画の検討

<長期>史跡整備

（６）調査拠点施設および出土文化財の収蔵保管施設の整備充実

<短・中期>調査拠点である埋蔵文化財調査事務所の移転を含めた施設整備を行い、出土文化財をより適切に収蔵・保管するための環境を整備する。



第 39 図 将来の整備イメージ

## 第9章 運営・体制

### 第1節 方向性

**基本方針：取掛西貝塚の適切な保存・活用のため、運営体制を整備する。**

史跡の保存・活用、整備を推進するには、行政だけでは限界があることから、土地所有者や地域住民、学校、さまざまな分野の研究者や研究機関、関係行政機関等との連携と協働をはかる必要がある。以下に史跡の管理運営及び体制に関する基本方針を示す。

#### (1) 保存管理・活用の体制づくり

庁内各部署との連携を強化し、文化庁・千葉県教育委員会・他自治体（博物館）・関連機関等の指導・助言・連携により、行政による史跡の保護体制の充実を図る。

#### (2) 市民との連携の強化

管理団体である船橋市が、市民、近隣住民、土地所有者、地域活動団体などと連携・協働しながら、史跡を将来にわたって保存・活用していく体制を整える

#### (3) 学校教育における活用推進のための体制構築

学校教育における活用を推進するため、教員や学校教育部との連携体制を構築する

#### (4) 調査研究を推進するための体制整備

取掛西貝塚に関する調査・研究を継続的に行い、史跡の本質的価値に関する保存・活用・整備を効果的に実施できるよう、教育・研究機関、学識経験者、専門家、他自治体（博物館）等と相互的な協力・支援を図り、組織的・人的ネットワークの充実に努める。さまざまな専門家や研究機関等の指導・助言を受けて調査研究を推進できる体制を整備する。

### 第2節 方法

#### (1) 保存管理・活用の体制づくり

庁内各部署との連携を強化し、文化庁・千葉県教育委員会・他自治体（博物館）・関連機関等の指導・助言・連携により、行政による史跡の保護体制の充実を図る。

<短期>文化財関連部署の連携体制構築

<中期>文化財関連部署の連携体制継続（見直し）、庁内外関連部署との連携体制の構築・運用

#### (2) 市民との連携の強化

地元自治体と連絡体制を構築し、アンケートや説明会、ワークショップなどの手法を通して定期的に市民の意見や提案をくみ上げ、必要に応じて協働する。

<短期>連絡体制構築、意見交換・アンケート等の継続的な実施

<中期>継続（必要に応じて見直し）、市民ボランティアの育成

### (3) 学校教育における活用推進のための体制構築

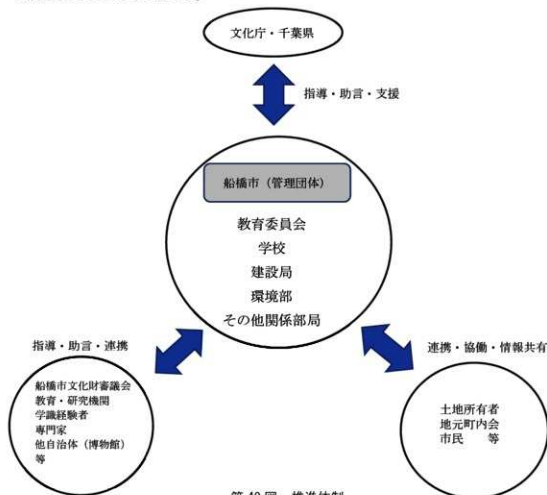
未来を担う子ども達が取掛西貝塚の価値に触れ、後世に伝えていけるよう、庁内の学校教育所管課、市内小中学校への情報・情報媒体の提供に努めるとともに、取掛西貝塚を学校教育に積極的に活用できるよう、連携体制の充実に努める。学校教員や学校教育所管課と文化財関連部署で、教材の開発や授業での指導案など具体的な学校教育での活用方法を検討し、実施するための体制を構築する。

<短期>連携体制の構築、教材研究、試行

<中期>教材提供、連携体制の継続（必要に応じて見直し）

### (4) 調査研究を推進するための体制整備

取掛西貝塚に関する調査・研究を継続的に行い、史跡の本質的価値に関する保存・活用・整備を効果的に実施できるよう、教育・研究機関、学識経験者、専門家、他自治体（博物館）等と相互的な協力・支援を図り、組織的・人的ネットワークの充実に努める。各分野の専門家の指導・助言を受け、船橋市文化財審議会の意見をききながら調査研究を計画的に進める。



第40図 推進体制

## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

### 第1節 実施すべき施策の方向性

前章までに述べた保存・活用・整備などにおける方向性を実現するため、今後実施すべき施策を、史跡の本質的価値の保存に関わる「保存事業」、史跡の価値を活かすための「活用事業」、史跡の保存及び活用を高める「整備事業」の3つに区分して取り組むものとする。

- ・「保存事業」では、法的・行政的な事務のほか、史跡の本質的価値を保存するうえで緊急的に取り組む必要があるものや、公有化あるいは調査・研究の進展が前提となるものなど、種々の条件に応じた実施が求められる。
- ・「活用事業」では、当面は新たな整備を伴わずに実施できる活用が想定され、長期的には一定の整備を前提とする活用が想定される。
- ・「整備事業」では、保存を目的とした整備について、短期的な視野では保存上の課題への対処や緊急的に実施すべき整備を行い、中長期的な視野では保存環境の改善を図るための各種の整備を行う。また、活用を目的とした整備について、暫定的な案内板の設置や説明板の更新、増設など軽微なものは短期に、活用の効果を高めるために実施すべき重要かつ、整備基本計画の策定を要するものは中長期的に取り組む事業として、それぞれ実施する必要がある。

これらの施策に取り組むための体制については、地域と行政、関係機関等による連携を軸としつつ、施策の目的や内容に応じたネットワークを拡充しながら、多面的な事業を実施するための体制を段階的に構築するものとする。

また、これら実施すべき施策の方向性について、次のとおり整理する。

#### 〔方向性〕

- ・保存・活用・整備の各事業に区分した施策を定める。
- ・施策の実施時期は、緊急的・即応的に実施すべきものを短・中期に、整備基本計画を策定したうえで実施すべきものを長期に区分して定める。

## 第2節 実施すべき主な施策

前述の方向性をふまえつつ、保存・活用・整備の各事業において、実施すべき主な施策項目を次のとおり示す。

### (ア) 保存事業の主な実施項目

- ・所有者・管理者の理解及び協力のもと、公有化の促進
- ・必要に応じた追加指定
- ・本質的価値をさらに高め、史跡の全体像を把握し、整備を進めるための計画的な発掘調査
- ・調査研究の継続的な実施
- ・現状変更等の取扱についての周知の徹底・促進
- ・史跡の保護に関する協議・調整、許認可事務

### (イ) 活用事業の主な実施項目

- ・各種普及資料の配布、展示・講座開催、情報発信などの発展的継続
- ・学校教育と連携した学びの方法・計画の検討
- ・地域住民や市民、地域活動団体が参画できる史跡の活用の検討
- ・現地見学ができる活用の検討・展開

### (ウ) 整備事業の主な実施項目

- ・既存施設を利用した当面の便益設備の整備
- ・史跡へのアクセスの円滑化
- ・今後定める整備基本計画に基づき、保存・整備の実施及び推進

## 第3節 実施計画の期間

本計画の期間は令和6(2024)年4月1日～令和16(2034)年3月31日までとします。計画期間の前半5年間(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)を短期、後半5年間(令和11(2029)年度～令和15(2033)年度)を中期、計画期間後(令和16(2034)年度～)を長期として区分し実施します。詳細は総括表(表 )として示します。

### (1) 短期の取組

#### 保存管理

史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存するため、本計画で定めた方針に基づき指定地の維持管理を適切に実施します。また、行政と市民の協働による保存管理方法の検討を行います。

#### 活用

文化課取掛西貝塚分室を拠点とし、現地での活用を推進します。取掛西貝塚について、継続的に学術研究を行い、その成果を刊行するほか、展示や講演会等で市民に還元します。出前講座・講演会、パンフレット等作成配布など普及事業を継続的に行い

ます。また、学校の授業で取掛西貝塚を学べるように、学校と連携し、社会科を中心とした教材作成や授業支援を行います。特に史跡近隣の小中学校で取掛西貝塚を学ぶ機会を設けます。また、市内の文化財の総合的な活用をはかるため、(仮)船橋市文化財保存活用地域計画の策定を進めます。「海とふなばし」をテーマとする活用事業を企画し、実施します。

#### 整備

調査拠点施設および出土文化財収蔵保管施設の整備充実をはかり、調査資料等に市民や研究者がアクセスしやすい環境整備について検討します。

#### 運営体制

現地自治会や市民と意見交換等を行います。学校教育での活用推進体制を構築します。専門家の指導・助言を受けて継続研究を計画的に実施します。また、研究機関・研究者・他自治体(博物館)との学術連携を進めます。

## (2) 中期の取組

#### 保存管理

短期の取組を継続します。短期で検討を行った行政と市民の協働による保存管理について試行します。

#### 活用

継続して周知普及事業に取り組みます。学校教育では社会科だけでなく、その他の教科での活用について検討します。授業を行う市民参加型活用事業や商業・観光と連携した文化財活用事業を試行します。国史跡貝塚をもつ他自治体(博物館)と連携した活用事業の実施を目指します。

#### 整備

飛ノ台史跡公園博物館の展示リニューアル計画を策定します。土地の公有地化の状況により、史跡の部分整備計画の策定をすすめます。

#### 運営体制

必要に応じて見直しをしながら、運営体制を継続します。

## (3) 長期の取組

段階的に史跡を整備します。史跡の近隣にガイダンス施設を設け、駐車場等の便益施設を整備します。

## 第4節 計画の実行性向上のための評価

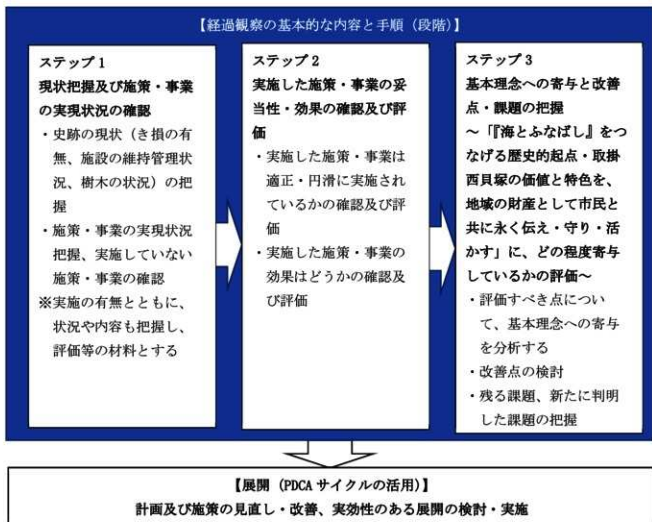
史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、広く近隣住民や市民の協力・参加を得ながら、継続的に取り組む必要があります。今後、日常的な維持管理、史跡の公開・活用を進めていくなかでも、顕在化する問題点の把握、その他社会情勢の変動などにもとづく様々な要因により、史跡を取り巻く環境が変動していくことが予想されます。



このため、実施した各種事業の達成状況や効果を定期的に把握し、適切な修正・改善を行うことを目的として、自己点検による経過観察を行うものとします。さらに、土地所有者や近隣住民との意見交換や市民アンケート結果により、外部からの評価も行うものとします。

経過観察の結果（評価）は、下図に示すPDCAサイクルの考え方にもとづき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料として、その後の保存・活用の円滑な実施や方法などの改善に活かしていくものとします。

評価の時期は、計画期間の5年目の令和10（2028）年度に中間評価、9年目の令和14（2032）年度に全体の点検評価を行い、10年目の令和15（2033）年度に行う次期計画の策定に活かすものとします。



第41図 経過観察の内容と手順

第12表 総括表

内容	区分 年度	短期					
		R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028) 中間評価・見直し	
保存活用計画							
保存管理	追加指定	地権者協議、意見具申					
	土地の公有地化	地権者協議					
	現状変更等への対応						
	史跡の適切な管理	除草、清掃、点検					
	行政と市民の協働による保存管理	検討					
活用	史跡の周知・啓発	講演会、出前講座(随時)、パンフレット配布		シンポジウム			
	継続研究と社会還元						
	学校教育での活用	検討・試行(社会科)					
	生涯学習での活用	連携体制構築、現地拠点活用					
	市内文化財等の総合的活用	地域計画策定検討					
	市域外と連携した活用	連携構築・検討・試行					
	市民参加型の活用	検討					
	商業・観光と連携した活用	連携構築・検討					
	整備	学習拠点整備	調査拠点・出土文化財収蔵保管施設の整備充実				
		市民がアクセスしやすい環境整備	検討・一部整備				
現地活用の推進		検討・活用					
整備計画の検討							
まちづくりにつながる史跡整備の推進		関連部署と協議・検討					
運営体制	調査拠点施設及び出土文化財収蔵保管施設の整備充実	検討・整備					
	保存管理、活用の体制づくり	構築・実施					
	市民との連携強化	連絡体制構築、意見交換等の実施					
	学校教育での活用推進体制の整備	構築・実施					
	調査研究のための体制整備	構築・実施					



第13表 自己点検の項目(案)

項目	点検項目(案)
保存管理	境界線の設置等、現地での範囲の把握はできているか
	史跡の公有化に向けた取り組みを行っているか
	追加指定に向けた取り組みがなされているか
	地区区分ごとに適切に管理されているか
	現状変更に対して、取扱い基準に基づき適切な保護が図られているか
	ライフライン整備について関係部署・機関と連携をはかっているか
	史跡用地を適切に管理しているか
	崖地の崩落防止策の検討を進めているか
	不法投棄や樹木繁茂等の対応について検討を進めているか
	市民協働による維持管理の検討を進めているか
活用	史跡の普及啓発事業を継続して実施しているか
	史跡現地での活用をしているか
	学校教育での活用をしているか
	学校教員への周知啓発をしているか
	博物館等を拠点とした生涯学習をすすめているか
	生涯学習関連施設と連携を図っているか
	市内文化財の総合的な活用検討を進めているか
	他自治体・博物館等との連携を進めているか
	市内だけでなくより広い地域を含めた活用検討を進めているか
	市民参加型の活用を検討しているか
	商業・観光等に寄与する活用の調査研究を実施しているか
	継続的な学術的な調査研究を進めているか
	継続研究の成果を市民に還元しているか
	調査資料等に研究者がアクセスしやすい環境を整えているか
	整備
調査成果や調査資料に市民がアクセスしやすい環境を整えているか	
史跡にアクセスしやすい環境を整えているか	
近隣住民の快適な住環境との共存が図れているか	
史跡の価値が学習できる環境整備を推進しているか	
史跡用地を活用するために必要な整備を進めているか	
整備計画の策定に向けて調査検討を進めているか	
まちづくりと史跡保存の共生について、関係部署と協議を進めているか	
工作物の除去・移転に向けた協議を進めているか	
調査拠点施設の整備充実を進めているか	
出土文化財等の収蔵保管施設の整備充実を進めているか	
文化財関連部署との連携を強化し、体系化した活用を行っているか	
運営体制	定期的に地元自治会や市民の意見や提案をくみ上げる機会を設けているか
	学校教育における活用推進のための連絡体制が整備されているか
	研究機関・研究者・他自治体等と学術連携を図っているか
	事業遂行に向け、職員の適切な配置など、体制の充実が図られているか

## 法令等の参考資料

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

最終改正：

### 第一章 総則

#### （この法律の目的）

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### （文化財の定義）

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）や、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百三十三条第一項第一号、第六百六十五条、第七百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百一十一条第一項第四号、第五百三十三

条第一項第十号及び第十一号、第六百六十五条並びに第七百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

#### （政府及び地方公共団体の任務）

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

#### （国民、所有者等の心構）

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。・文化財

### 第六章 埋蔵文化財

#### （調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

#### （土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

#### （国の機関等が行う発掘に関する特例）

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下こ

の条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

#### (埋蔵文化財包蔵地の周知)

- 第九十五条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

#### (遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第九十六条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
  - 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内になしななければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第九十七条** 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
  - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
  - 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
  - 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による発掘の施行)

- 第九十八条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財について

ては、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した合書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

#### （地方公共団体による発掘の施行）

**第九十九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

#### 第七章 史跡名勝天然記念物

##### （指定）

**第九十九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によ

りその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

##### （仮指定）

**第一百条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

##### （所有権等の尊重及び他の公益との調整）

**第一百一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

##### （解除）

**第一百十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物とその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第一百条第一項の規定による仮指定が適当でないと思われるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除に

は、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

#### (管理団体による管理及び復旧)

**第一百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第一百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第一百十五条** 第九十三条第一項の規定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第九十三条の第二項を除く。)及び第八十七條第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、圍いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第一百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の

負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき視察料を徴収することができる。

**第一百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第一百八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

#### (所有者による管理及び復旧)

**第一百九条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第八十七條第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

**第一百二十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三條並びに第十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三條、第四十七條第四項及び第十五条第二項の規定を準用する。

#### (管理に関する命令又は勧告)

**第一百二十一条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設



置その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (復旧に關する命令又は勧告)

**第二百二十二条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

**第二百二十三条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

#### (補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

**第二百二十四条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき百八十八条及び百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十二条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

#### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第二百二十五条** 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為

については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

#### (関係行政による通知)

**第二百二十六条** 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(百八十四条第一項又は百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

#### (復旧の届出等)

**第二百二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (環境保全)

**第二百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存

のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をするを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (管理団体による買取りの補助)

**第二百二十九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

#### (史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

**第二百二十九条の二** 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。
  - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝

天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

**第二百二十九条の三** 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (現状変更等の許可の特例)

**第二百二十九条の四** 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む、以下この章及び第五百三十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

#### (認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

**第二百二十九条の五** 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

#### (認定の取消し)

**第二百二十九条の六** 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

#### (管理団体等への指導又は助言)

**第二百二十九条の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史

跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

#### (保存のための調査)

**第三百三十条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第三百三十一條** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 史跡名勝天然記念物が損し、又は喪失しているとき。
- 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、喪失し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### 第十三章 罰則

**第九十六条** 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は喪失するに至らした者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

**第九十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないう、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若

しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

- 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

**第九十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 第三十九条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の第二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げたる者
- 第九十八条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の第二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げたる者
- 第三十二条第二項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の第二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、喪失若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げたる者

**第九十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

**第二百条** 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十二条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、喪失し、又は盗み取られるに至らしたときは、三十万円以下の過料に処する。

**第二百一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 正当な理由がなく、第二十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特

別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

- 三 正当な理由がなくて、第百三十七条第二項の規定による重要な文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

**第二百二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。））及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。））、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者
- 四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者
- 五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第五十五条、第六十七條の五（第九十条の四及び第三十三條において準用する場合を含む。））、第六十八條（第九十条第三項及び第三十三條において準用する場合を含む。））、第七十六條の四（第八十九條の三において準用する場合を含む。））、第七十六條の五（第九十条の十一において準用する場合を含む。））、第九十条の五（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））、第三十條（第七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第三十一條又は第七十四條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の入立調査若しくは調査のための必要な措置の履行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

- 七 正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

**第二百三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。））、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。））又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。））の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者
- 二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。））、第八十条及び第九十条第二項（第三十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、第三十二條（第六十條第四項（第九十條第三項において準用する場合を含む。））、第八十條及び第百二十條（第三十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、第三十三條（第八十條、第八十九條及び第百二十條（これらの規定を第三十三條において準用する場合を含む。））並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第三十四條（第八十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第四十三條の二第一項、第五十三條の四若しくは第五十三條の五（これらの規定を第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。））、第六十一條若しくは第六十二條（これらの規定を第九十條第三項において準用する場合を含む。））、第六十四條第一項（第九十條第三項及び第三十三條において準用する場合を含む。））、第六十五條第一項（第九十條第三項において準用する場合を含む。））、第六十七條の四、第七十三條、第七十六條の九、第八十一條第一項、第八十四條第一項本文、第八十五條の三（第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。））、第九十條の三、第九十二條第一項、第九十六條第一項、第一百五條第二項（第二十條、第三十三條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。））、第二十七條第一項、第二十九條の四（第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。））、第三十三條の三、第三十六條又は第三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十二条の二第五項（第三十四條の三第二項（第八十三条において準用する場合を含む。））、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。））並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第一百五條第四項（第三十三條において準用する場合を含む。））の規定に違反

して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

#### 文化財保護法施行令（抜粋）

##### （都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

**第五条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事、以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財については、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の

受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財については、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長、第七条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の取り戻し
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからイまで及びロに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体を以下この条及び次条第二項第一号イにおいて準

- に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。)が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三條第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が二百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるもの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第一百五條第一項(法第二百十條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身

- 体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
- 二 法第三十條(法第七十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第三十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、その区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する

規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

#### (事務の区分)

**第八条** 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定並びに都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日 文部大臣裁定）

地方自治法(昭和二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

#### I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は喪失のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭

和二年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例の

ような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の出立いを求めること。
- ③ 重要な遺情などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

#### II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第

一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請を

させ、除却と併せて許可をするものとする。

## 二 令第五条第四項第一号関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可

の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する

(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

## 三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して

設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道路を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡縮、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項

第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

## 四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のや

むを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基

準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

## 五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

## 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

## 七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するた

め、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可



をすることができない。

#### 八 令第五条第四項第一号子関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二十六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

#### 九 令第五条第四項第一号イ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

### ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

#### (許可の申請)

##### 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)。

以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等に生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

二 理蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地番(う)の(ハ)を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない

ない。

#### (終了の報告)

**第三条** 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

#### (維持の措置の範囲)

**第四条** 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

#### (国の機関による現状変更等)

**第五条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

#### (管理計画)

**第六条** 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

#### (市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

**第七条** 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第八号）

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年六月二十七日文化財保護委員会規則第三号）

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和四三年一月二六日文部省令第三一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月八日文部省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一十七年三月二八日文部科学省令第一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月二二日文部科学省令第三六号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三二年三月二九日文部科学省令第七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

#### (復旧の届出)

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による

届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
  - 八 復旧を必要とする理由
  - 九 復旧の内容及び方法
  - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
  - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
  - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
  - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書
- （届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

**第二条** 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

#### （終了の報告）

**第三条** 法第二百七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

#### （復旧の届出を要しない場合）

**第四条** 法第二百七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二十條で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二條第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二十五條第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

**第五条** 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、

名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

- 2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

#### 附 則

この規程は、昭和二十九年七月一日から施行する。  
附 則（昭和四三年一月二六日文部省令第三一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三三号）抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一〇号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月二九日文部科学省令第七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十條の二第一項（同法第九十條第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

#### （復旧の届出）

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

**第二条** 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

**第三条** 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

**第四条** 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二十條で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二條第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五條第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

**第五条** 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

附 則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月二六日文部省令第三一號) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三號) 抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一號)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日文部科学省令第七号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

**第一条** 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。

以下「法」という。)第一百五十五条第一項(法第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市)の名称、第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

**第二条** 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

- 五 保存上注意すべき事項  
六 その他参考となるべき事項  
2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

**(標柱及び注意札)**

**第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

**(境界標)**

**第四条** 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

**(標識等の形状等)**

**第五条** 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設定に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

**(囲いその他の施設)**

**第六条** 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

**附 則**（昭和四十三年一月二六日文部省令第三一号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号）抄（施行期日）

**第一条** この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則**（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号）

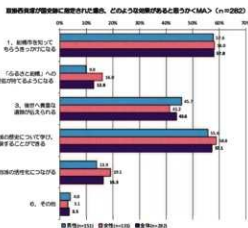
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二一年三月二九日文部科学省令第七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

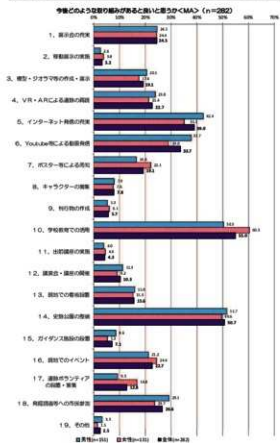


【図9】 動物性食品が健康に寄与する点の理由。それによってどのような効果が期待されているか。1票複数回答可。



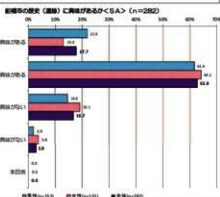
9

【図10】 今後どのような取り組みが期待されているか。1票複数回答可。

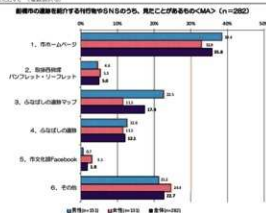


9

【図11】 動物性の肉（鶏肉）に期待がもたれる理由。1つ選択。

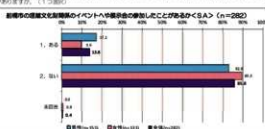


【図12】 動物性の肉（豚肉文化）を認知する手段やSNSのうち、見たことがあるものを教えてください。1票複数回答可。

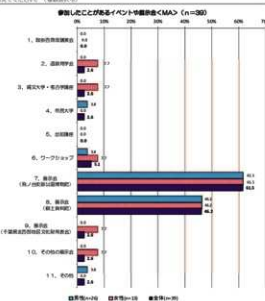


10

【図13】 これまでに動物性の肉文化イベントへの参加や豚肉文化の認知をしたことがある理由。1つ選択。



【図14】 1つまでで「ある」と回答した方に限定して、参加したことがあるイベントの優先順位を教えてください。1票複数回答可。



11





録音と書かれたものを本人の人間理解や意味の理解をなしに受け取らる。楽音的性質やハイブリッド、結果的かや早いものも書面印刷にしてほどこかと思はす	30%	女性	
書き留めたいとする	40%	女性	
「今の生活」の現状を伝えることと意図があり、行政主体の現状を伝えてほしい	60%	男性	
自然環境や地域意識的なものの紹介	40%	男性	
先方に伝えることやキャンプ等の安全活動に責任があります。書き留めたいものも書面に添えて送りたいと思はす	60%	女性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい。書き留めたいものも書面に添えてほしい。書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	男性	
今の職人であったことが、観光へ貢献できるかという点に思う。(男: my goal)	50%	男性	
自分自身でアクションを起こして進んでいくという点に責任を感じたいものも書面に添えてほしい。書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	女性	
近隣関係に詳しいなど本業と繋がりを感じたい	30%	女性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	男性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい。書き留めたいものも書面に添えてほしい。書き留めたいものも書面に添えてほしい	10%	20%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	30%	男性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	女性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	男性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい。書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	女性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい。書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	男性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	男性	
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	男性	

質問「11」, 「その他」(数値的尺度について、何で知ったか) 16件

内 容	年代	性別
出張先での活動状況	10%20%	男性
大学の先輩から紹介された	10%20%	男性
子どもから教えてもらった(学校の授業)	30%	男性
小学校の先生からの説明	30%	女性
ネットニュース	40%	男性

質問10, 「10, その他」(今後どのような取り組みがあるか) 7件

内 容	年代	性別
新聞記事による情報活動	10%20%	男性
得意「旅行」と思えるがで説明が聞かなくて、知ってほしいのか、後方に押し進めたいのか、子どもにも伝えてほしいのか、得意「旅行」と思えるがで説明が聞かなくて、知ってほしいのか、後方に押し進めたいのか、子どもにも伝えてほしいのか	10%20%	男性
存じていなかったので、まずは書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	女性
小学校の授業や教科書として活用	60%	男性

質問11, 「その他」(数値的尺度について、何で知ったか) 16件

内 容	年代	性別
書き留めたいものも書面に添えてほしい	10%20%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	30%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	女性

質問12, 「その他」(数値的尺度について、何で知ったか) 16件

内 容	年代	性別
書き留めたいものも書面に添えてほしい	10%20%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	30%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	女性

子どもが学校で自分のことを話したい	40%	男性
子どもが学校で自分のことを話したい	40%	女性
書くことに慣れている人から聞いた	40%	女性
今のTV番組	40%	女性
新聞紙	50%	男性
雑誌から聞いた	50%	女性
新聞の掲載情報を知りたかった	50%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	男性
facebook	60%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	女性

質問13, 「その他」(数値的尺度について、何で知ったか) 10件

内 容	年代	性別
書き留めたいものも書面に添えてほしい	10%20%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	30%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	30%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	女性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	男性
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	女性

質問14, 「11, その他」(参加したことがあるイベントや展示会) 1件

内 容	年代	性別
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	男性

質問15, 「1, ある」(連絡先明細を何かみることがあるか) 30件

内 容	年代	性別
書き留めたいものも書面に添えてほしい	30%	2
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	3
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	7
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	6
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	4
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	1
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	5
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	1
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	1

質問16, 「1, ある」(連絡先明細を何かみることがあるか) 30件

内 容	年代	性別
書き留めたいものも書面に添えてほしい	30%	2
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	3
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	7
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	6
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	4
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	1
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	5
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	1
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	1

質問17, 「1, ある」(連絡先明細を何かみることがあるか) 30件

内 容	年代	性別
書き留めたいものも書面に添えてほしい	30%	2
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	3
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	7
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	6
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	4
書き留めたいものも書面に添えてほしい	50%	1
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	5
書き留めたいものも書面に添えてほしい	60%	1
書き留めたいものも書面に添えてほしい	40%	1

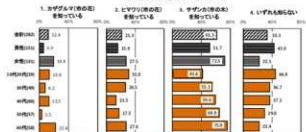


【4. 概観】

【第1】市の現と市の未来を知っているか

本市の市の現状と未来、市民生活や経済の動向から見た、可能性と「4. いずれも知らない」との回答は男性の方が多く、高齢の市民を知っているという回答は女性のほうが多かった。  
 年代別にも「2. サンプル(市の未来)を知っている」と回答した割合が20代～50代は男性も高く知っている、一方で「4. いずれも知らない」と回答する割合が高くなってきている。

市の現状と未来を知っているか-CMA>



【第2】最新の情報を知っているか

「1. 知っている」と回答したのが男性が圧倒的に多かった。「2. 知らない」と回答したのが女性で、最新の情報を多く、若い世代は、20代に多い。  
 「2. 知らない」と回答したことがあり、と回答したのが4割以上多かった。

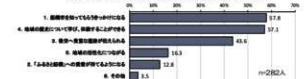
最新の情報を知っているか-CMA>



【第3】最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか

「1. 最新の情報を得ることが出来る」と回答した割合が最も高く、「4. 歴史館の歴史について学び、理解することが出来る」と回答した割合が最も多かった。

最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか-CMA>



令和4年度

【第1回】市政モニターアンケート

調査結果報告書



市長公室 市民の声を聞く課

1. 調査の目的

この調査は本庁の「船舶情報センター」(※)「船舶 最新情報」について、広く市民の方の意見や要望等を伺い、市民のニーズを把握、分析することによる、今後の施策に活用することを目的としています。

2. 調査方法

- 調査区域 船橋市全域
- モニター数 300人
- 調査期間 令和4年7月8日(金)～7月22日(金)

3. アンケートの回収結果

- モニター数 300人
- 回収率 282人 (回収率94%)

4. 集計にあたって

調査結果の発表は、原則として匿名(※)で行われ、小数の下位2桁を四捨五入し小数以下1位までで表しています。このため、集計結果の合計が100%、および上下する数値をみられます。また、1人の回答者が2つ以上の回答をしていただいた場合は「複数回答」として集計するものとさせていただきます。  
 ※本アンケート結果への印刷や複製は、適宜によって許可を保留いたします。  
 ※文中の「有記名回答」、「匿名回答」、「匿名」(後掲)を表現しています。  
 ※有効4年未満の方は、各年代から70歳代まで各層構成としています。

5. 回答者のプロフィール

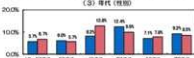
性別	男性	女性
人数	154人	128人
割合	51.4%	48.6%



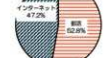
年代	人数	割合
10-20歳代	39人	13.0%
20-30歳代	57人	19.9%
30-40歳代	57人	19.9%
40-50歳代	57人	19.9%
50-60歳代	57人	19.9%
60-70歳代	57人	19.9%
70歳代以上	57人	19.9%



年代	男性	女性
10-20歳代	18人	21人
20-30歳代	27人	30人
30-40歳代	27人	30人
40-50歳代	27人	30人
50-60歳代	27人	30人
60-70歳代	27人	30人
70歳代以上	27人	30人



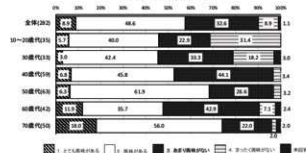
年代	男性	女性
10-20歳代	18人	21人
20-30歳代	27人	30人
30-40歳代	27人	30人
40-50歳代	27人	30人
50-60歳代	27人	30人
60-70歳代	27人	30人
70歳代以上	27人	30人



【第1】最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか

「1. 最新の情報を得ることが出来る」と「2. 最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか」の割合は70歳代が42%と最も高く、若い世代は27.2%、40歳代は25.2%、60歳代は17.6%、10-20歳代は4.5%、30歳代は4.5%であった。一方、「3. 最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか」の割合は、10-20歳代が4.3%と最も高く、若い世代は1.5%、60歳代が50.0%、40歳代は47.0%、50歳代は1.8%、70歳代は1.0%と最も多かった。

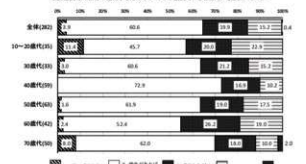
最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか-CMA>



【第1】最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか

「1. 最新の情報を得ることが出来る」と「2. 最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか」の割合は70歳代が42%と最も高く、若い世代は27.2%、40歳代は25.2%、60歳代は17.6%、10-20歳代は4.5%、30歳代は4.5%であった。一方、「3. 最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか」の割合は、10-20歳代が4.3%と最も高く、若い世代は1.5%、60歳代が50.0%、40歳代は47.0%、50歳代は1.8%、70歳代は1.0%と最も多かった。

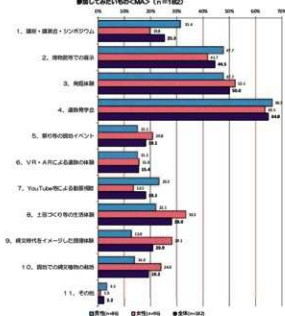
最新の情報が歴史館に限定された場合、どのような効果があると思うか-CMA>





【問14で「1、ぜひ、参加したい」と回答した方】  
 【問15】 参加の機会について、参加してみたいものは何ですか。（複数回答可）

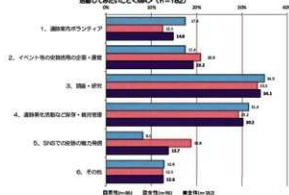
参加してみたいもの<CMA> (n=182)



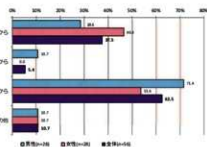
11

【問14で「1、ぜひ、参加したい」と回答した方】  
 【問16】 参加の機会について、参加してみたいものは何ですか。（複数回答可）

参加してみたいもの<CMA> (n=182)



【問14で「3、参加しなくても可」と回答した方】  
 【問17】 参加の機会について、参加してみたいものは何ですか。（複数回答可）



12

## 【別冊】

令和4年度

【第1回：市政モニターアンケート】

調査結果報告書



市長公室 市民の声を聞く課

## 【目次】

1 各設問の「その他」の意見等	1
2 自由意見	13
3 集計表	27
4 概観	35

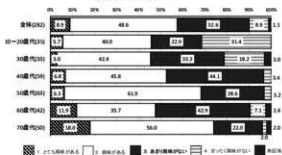


内容	年代	性別
ご自身の市政に関心してまいりましたが、積極的に参加したいことがありませんでした。 尚、ご自身の関心についてお尋ねした結果、市民からご関心が高まることにはなりますが、アクション型の参加型活動が取りやすいように感じます。	60歳代	男性
積極的については、参加したいという気持ちにはなっていますが、市民活動の中心は市民活動センターの活動(市民活動センター)が中心で、ボランティア活動(市民活動センター)が中心で、市民活動センターの活動が中心です。	70歳代	男性
市民活動に関心してはいますが、市民活動に参加したいという気持ちにはなっていますが、市民活動の中心は市民活動センターの活動(市民活動センター)が中心で、ボランティア活動(市民活動センター)が中心で、市民活動センターの活動が中心です。	70歳代	女性
市民活動に関心してはいますが、市民活動に参加したいという気持ちにはなっていますが、市民活動の中心は市民活動センターの活動(市民活動センター)が中心で、ボランティア活動(市民活動センター)が中心で、市民活動センターの活動が中心です。	80歳代	男性

・【第1】 政治的関心と興味はありますか。

年代別の結果、「1. とても興味がある」と「2. 興味がある」を合わせた「興味がある」の割合は年代が74.0%と最も高く、次いで70歳代で69.2%、40歳代52.0%、60歳54.7.0%、10→20歳代44.7%、30歳代45.0%であった。一方、「3. 興味のない」と「4. 全く興味がない」を合わせた「興味がない」の割合は、10→20歳代が55.3%と最も高く、次いで30歳代51.5%、60歳代50.0%、40歳代47.5%、70歳代42.8%、70歳代24.0%の順であった。

政治的関心と興味はありますか<A>



・【第1】 政治的関心の保持や活用するための取組(イベントや講座等)に参加したいと思いませんか。

年代別の結果、「1. 必ず、参加したい」と「2. 参加したい」の割合は10→20歳代が71.4%と最も高く、次いで70歳代69.0%であった。一方、「3. 参加するつもりはない」の割合は10→20歳代が28.6%と最も高く、次いで70歳代31.0%であった。

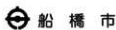
政治的関心の保持や活用するための取組(イベントや講座等)に参加したいと思いませんか<A>



令和4年度

【第3回：市政モニターアンケート】

調査結果報告書



市長公室 市民の声を聞く課

1. 調査の目的  
この調査は本市の「市政モニター」(「取組の活用」)、「若くはデジタル市民生活に対する意識」について、広く本市の市民の意見を収集し、市の施策の改善、検討することにより、今後の施策に活用することを目指して行います。

2. 調査方法

- ・調査区域 船橋市全域
- ・調査対象者 市民モニター
- ・モニター数 300人
- ・調査期間 令和4年1月24日(火)～2月13日(月)

3. アンケートの回収結果

- ・モニター数 300人
- ・有効回収数 276人(有効回収率 92.0%)

4. 集計方法

①調査結果の集計は、原則として回答率(%)で表われ、(集計対象が回答者数)×(集計対象の回答率)÷(集計対象の回答者数)で求められます。集計対象の回答率が0.0%を下回る場合は、集計対象の回答者数×(集計対象の回答率)÷(集計対象の回答者数)で求められます。②本アンケート調査の結果は、調査によって回答者の匿名性を確保して行います。③アンケート「有効回収結果」(「SA」)、「集計結果」(「MA」)「集計結果」を掲載しています。④令和4年度からは、調査対象者の集計から70歳代までに変更しました。

5. 回答者のプロフィール

(1) 性別

性別	人数	割合(%)
男性	143名	51.8%
女性	133名	48.2%

(1) 性別



(2) 年代

年代	人数	割合(%)
10→20歳代	62名	22.5%
30歳代	54名	19.6%
40歳代	57名	20.7%
50歳代	53名	19.2%
60歳代	47名	17.0%
70歳代	60名	21.9%

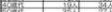
(2) 年代



(3) 性別(集計)

年代	男性	女性	割合(%)
10→20歳代	13名	49名	18.1%
30歳代	15名	39名	14.1%
40歳代	17名	40名	14.9%
50歳代	16名	37名	13.4%
60歳代	14名	33名	12.3%
70歳代	23名	37名	13.8%

(3) 性別(集計)



(4) 調査内容

調査内容	人数	割合(%)
インターネット	124名	45.0%
その他	152名	55.0%

(4) 調査内容



(3) 年代(集計)

年代	男性	女性	割合(%)
10→20歳代	13.0%	49.0%	18.1%
30歳代	15.0%	39.0%	14.1%
40歳代	17.0%	40.0%	14.9%
50歳代	16.0%	37.0%	13.4%
60歳代	14.0%	33.0%	12.3%
70歳代	23.0%	37.0%	13.8%

(3) 年代(集計)

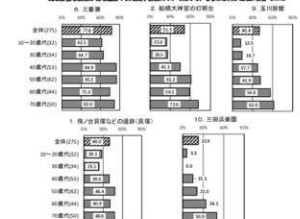


【問1】お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。

6. 芸術：全体の、全ての年代で最も高まっている。割合が高かったのは65歳代で95.5%であった。

7. 観光地帯の自然物：「9. 五国峠」・「10. 三田岳」ともに増加傾向にあり、増加が上がるに似ているものからなる。

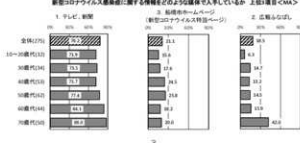
知と技能が関係がある資格や文化財、自然について知っているものは何かと知るか<MA>



【問16】新型コロナウイルス感染症に関する情報をどのような媒体で入手していますか。上表は「項目」<MA>

「1. テレビ・新聞」の割合は、全ての年代で最も高まっている。割合が高かったのは65歳代 (88.0%) と最も低い60歳代 (71.7%)。性別は16歳以上の男女の差がある。「2. 動画配信サービス」の割合は、最も低い70歳代 (42.0%) と最も高い10-30歳代 (86.3%)。性別は35歳ポイント差がある。

新型コロナウイルス感染症に関する情報をどのような媒体で入手しているか 上表は「項目」<MA>



【問1】あなたは「WEB時代」についてどのようなイメージをお持ちですか。ご自身にお当て下さい。

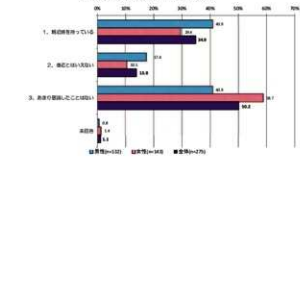
【質問項目】についてどのようなイメージをお持ちか。252名の回答が寄せられた。主な意見をまとめる。

- ・ 便利、迅速、安価など生活に関するイメージ・・・80%
- ・ 土曜、土曜など生活に関するイメージ・・・55%
- ・ 「100円均一、100円均一」など生活に関するイメージ・・・20%

【問12】お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。

お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。 (1つ選択)

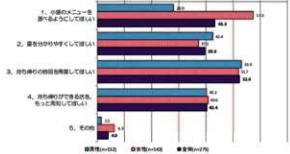
お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。 (1つ選択)



【問1】お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。 (複数選択可)

お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。 (複数選択可)

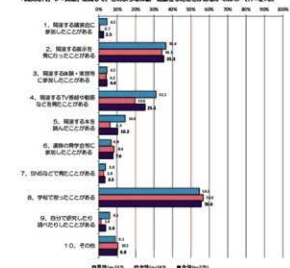
お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。 (複数選択可)



【問10】お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。 (複数選択可)

お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。 (複数選択可)

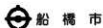
お前様には認定資格取得の履歴以外にも、知と技能が関係がある資格や文化財、自然などがありませんか。別の項目であなたについているものはありますか。 (複数選択可)





令和4年度

【第3回：市政モニターアンケート】  
調査結果報告書



市長公室 市民の声を聞く課

1 各設問の「その他」の意見等	1
2 自由意見	23
3 集計表	39
4 概観	49

図10、「110、その他」  
（「経文時代」や「経文」に関して、どのような体験・経験をしたことがあるか） 27件

内容	年代	性別
ない	40歳代	男性
なし	50歳代	女性
なし	60歳代	女性
特になし	30歳代	男性
特になし	50歳代	男性
特になし	60歳代	男性
特に無し	40歳代	男性
持ちしたことがありません	40歳代	女性
体験・経験なし	70歳代	男性
体験も経験もない	40歳代	女性
体験・経験する機会がなかった	60歳代	女性
体験がない	40歳代	女性
体験がない	40歳代	女性
体験がある	60歳代	女性
あまり体験がない	70歳代	男性
全く体験がない	50歳代	男性
読文、読書には、関心が無いので、機会もありません	70歳代	男性
あまり知らない	50歳代	女性
よく知らない	70歳代	女性
体験も経験もありません	70歳代	女性
モニタになるまで体験も経験もありません	70歳代	女性
参加しないまま退会している	70歳代	男性
体験も経験もしていません	40歳代	男性
体験・経験なし	70歳代	女性
体験で読書の経験	50歳代	女性
中学生の頃、祖母（読書好き）で上読書会に参加したことがある	70歳代	男性
中学校の読書会にて、各設問の体験が質問にあった	50歳代	男性

図11、「「経文時代」についてどのようなイメージがあるか」

172件

内容	年代	性別
読り、読書、読書が主体的に読めるイメージ	80代	
文じり	10～20歳代	男性
文じり	50歳代	女性
読書	60歳代	男性
社会、経済、工業	40歳代	女性
読書活動	70歳代	男性
読書生活	30歳代	男性
読書生活	60歳代	女性
読書生活	50歳代	男性
読書活動	30歳代	男性
読書、読書	10～20歳代	男性
読書の文化	50歳代	女性
読書の読書生活	60歳代	男性
読書を通じて読書している	50歳代	女性
読書で読む楽しさを感じる	10～20歳代	男性
読書を楽しむ読書を楽しんでいる時代	70歳代	女性
読書を通して学ぶ、読んだ感想や手帳の中などに読書感想を記入してしまったり、内容に感銘を受けて日記に記述する。そのほか、読書がライフスタイルになり、1日1冊読むことになっていると思う。読書生活のデザインは希望したい	50歳代	女性
読書の楽しみが生活に活かされている	50歳代	男性
読書を楽しむ方法が少なくなった。今よりも読書が盛ん	10～20歳代	女性
昔と読書が行われていない読書の時代	40歳代	女性
読書文化と読書生活は減って、読書の時代	50歳代	女性
読書を中心に読書で生活している時代	40歳代	女性
読書文化を楽しむ読書文化の読書の読書を行うようになった	60歳代	男性
読書が読書したものも読書人みんなで見出しが読書って、読書の量が読書ではない字が読書時代	40歳代	女性
日本各地に読書がある。読書文化の土壌が読書で育った。読書文化で育ってきた。読書文化で育ってきた。読書文化で育ってきた。	50歳代	女性
読書文化の原点	60歳代	女性







## 史跡取掛西貝塚保存活用計画

令和6年3月29日

発行 船橋市教育委員会

編集 生涯学習部 文化課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2887

F A X：047-436-2884

